

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第4回権利擁護専門部会 次第

- 1 日時 平成29年2月22日(水) 午後6時30分から
- 2 場所 文京シビックセンター3階 会議室A

1 開会

2 議題

(1) 生活の場での課題について

(2) 年間のまとめ

(3) その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・資料第1号 文京区障害者(児)実態・意向調査結果
- ・資料第2号 障害者虐待防止法パンフレット
- ・資料第3号 平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況
- ・資料第4号 (1)～(3)
平成28年度文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会第1～3回報告
(親会報告資料)

文京区障害者(児)実態・意向調査結果の報告

目 次

◆ 調査の概要	1
◆ 量的調査(アンケート調査)	1
○ 在宅の方を対象にした調査	3
○ 障害児の方を対象にした調査	25
○ 施設入所の方を対象にした調査	36
○ サービス事業所の方を対象にした調査	43
◆ 質的調査(インタビュー調査)	49

平成29年
文 京 区

1. 調査の概要

1. 調査の目的

文京区では障害者がいきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営めるよう、「文の京^{ふみ}ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画 障害者計画」に基づき、様々な障害福祉施策を推進しています。

平成 29 年度に次期計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を改定するにあたり、その基礎資料を得るとともに、皆様のサービスの利用状況やご希望等を把握するため、実態・意向調査を実施いたしました。

2. 調査の対象と調査方法

本調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児を対象とした量的調査（アンケート調査）、及び区内施設を利用する知的障害者を対象とした質的調査（インタビュー調査）の 2 種類を実施しました。

2. 量的調査(アンケート調査)

1. 調査の種類

調査の種類	対象者
在宅の方用	<ul style="list-style-type: none">・文京区内に居住している身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方（肢体不自由、内部障害については無作為抽出、その他の障害については全数）・文京区内に居住している愛の手帳をお持ちの 18 歳以上の方（全数）・文京区内に居住している精神障害者保健福祉手帳をお持ちの 18 歳以上の方（全数）・文京区内に居住している難病医療券をお持ちの 18 歳以上の方（全数）
障害児の方用	<ul style="list-style-type: none">・文京区内に居住している「障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援受給者証」をお持ちの 18 歳未満の児童の方
施設に入所している方用	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、文京区が支給決定した施設入所支援及び療養介護のサービスをご利用中の 18 歳以上の方
サービス事業所の方用	<ul style="list-style-type: none">・文京区内の指定障害福祉サービス等事業所

2. 調査方法

調査票を郵送配布し、郵送回収する方法で実施しました。

3. 調査期間

平成 28 年 10 月 1 日～10 月 21 日

4. 配布・回収状況

調査の種類	配布数	回収数	無効票数	有効票数	有効回収率
在宅の方用	4,833	2,186	10	2,176	45.0%
障害児の方用	401	198	4	194	48.4%
施設に入所している方用	125	91	0	91	72.8%
サービス事業所の方用	80	69	0	69	86.3%
合計	5,439	2,544	14	2,530	46.5%

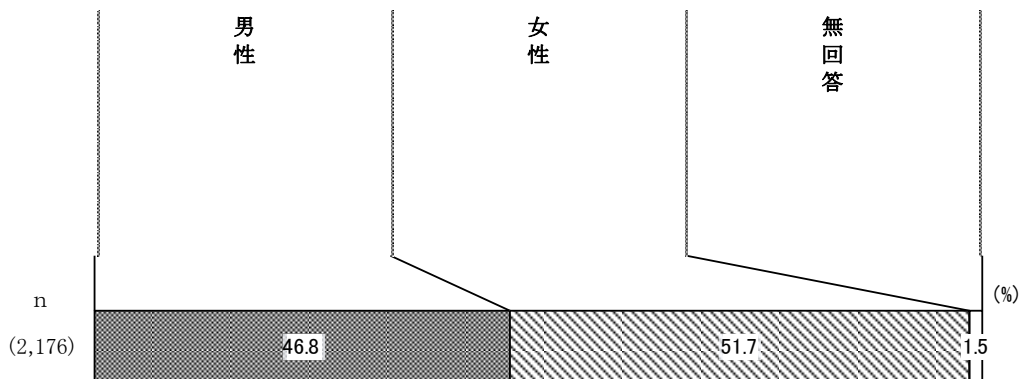
(注)

- ・「在宅の方調査」の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病・特定疾患の合計は、重複障害者が含まれているため全体の回答者数と一致しません。
- ・「障害児の方調査」の精神障害者、難病・特定疾患、および「施設入所の方調査」の精神障害者、難病・特定疾患は回答者が少ないため、分析ではふれていません。

3. 在宅の方を対象にした調査

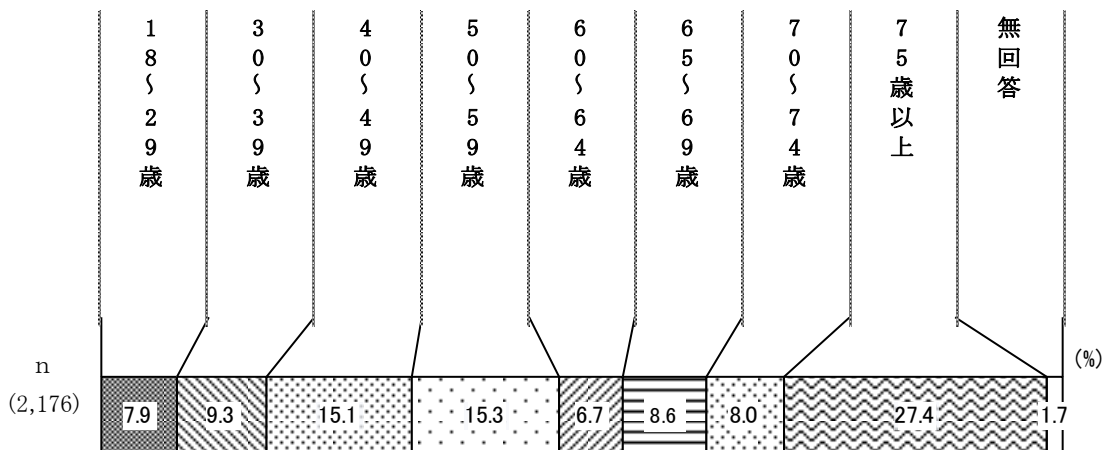
1. 対象者特性

(1-1) 性別 (問2)



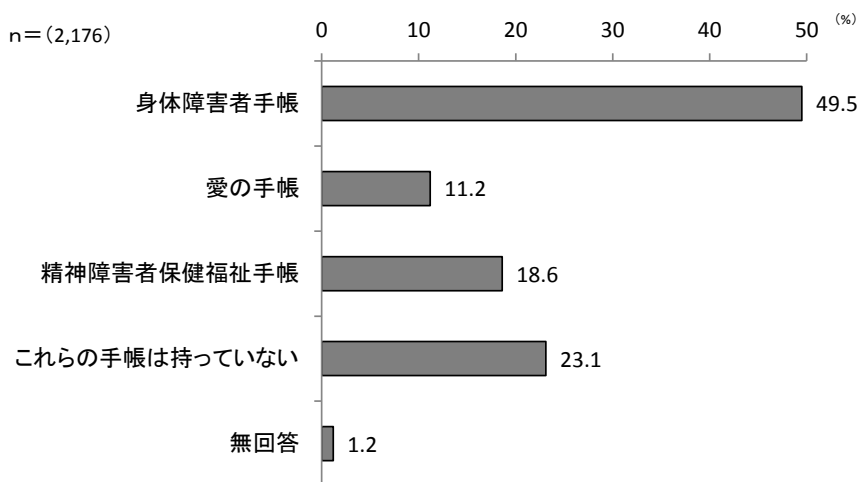
性別についてみると、身体障害者では、「男性」が46.8%、「女性」が51.7%となっています。

(1-2) 年齢 (問3)



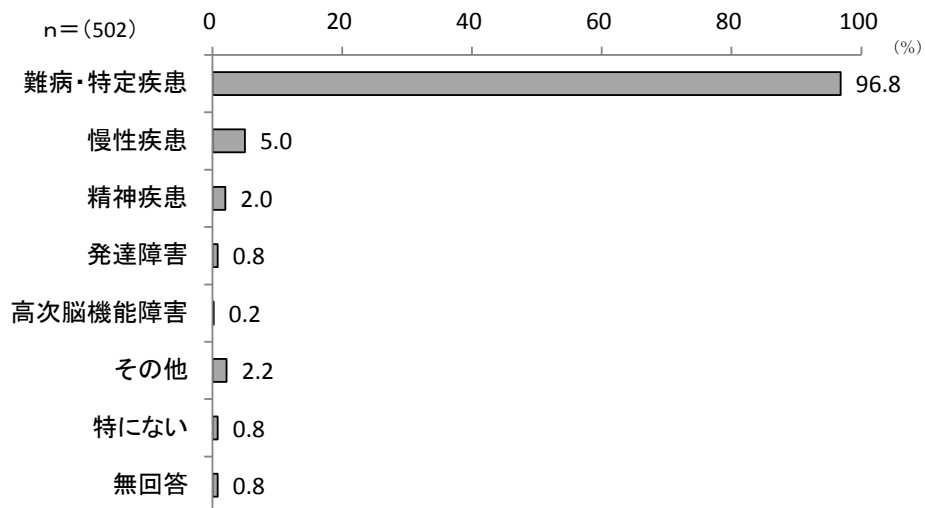
年齢についてみると、「75歳以上」が27.4%と最も多くなっており、次いで「50~59歳」が15.3%、「40~49歳」が15.1%となっています。

(1-3) 手帳の所持状況 (問4)



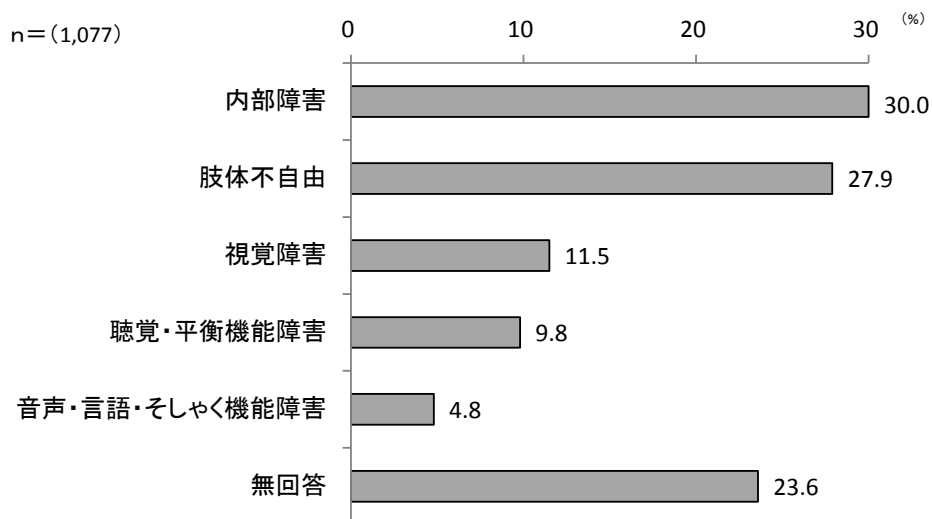
手帳の所持状況については、「身体障害者手帳」が49.5%と最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が18.6%、「愛の手帳」が11.2%となっています。一方、「これらの手帳は持っていない」は23.1%となっています。

(1-4) 手帳を所持していない人の内訳



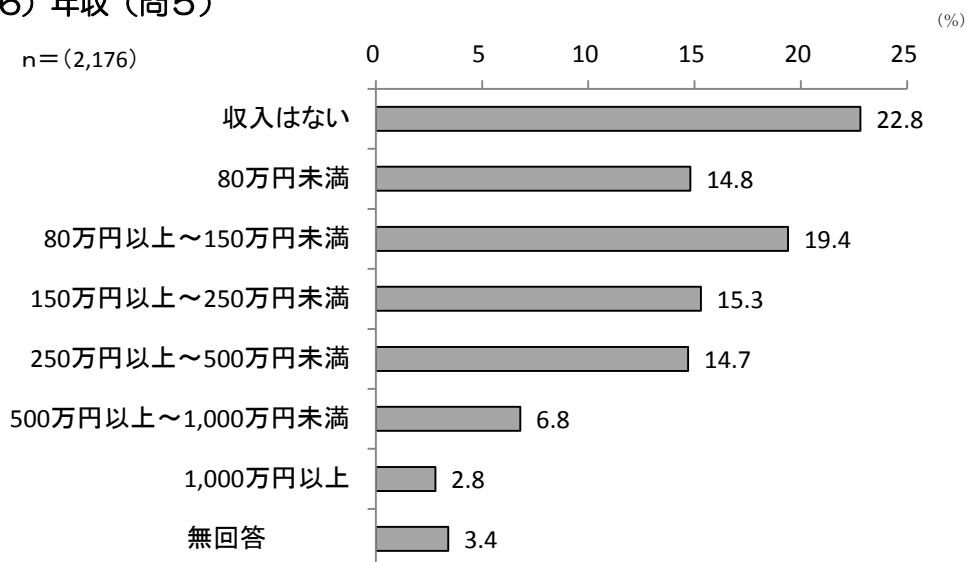
手帳の所持していない人の内訳は、「難病・特定疾患」が96.8%を占めています。

(1-5) 身体障害の種類 (問4)



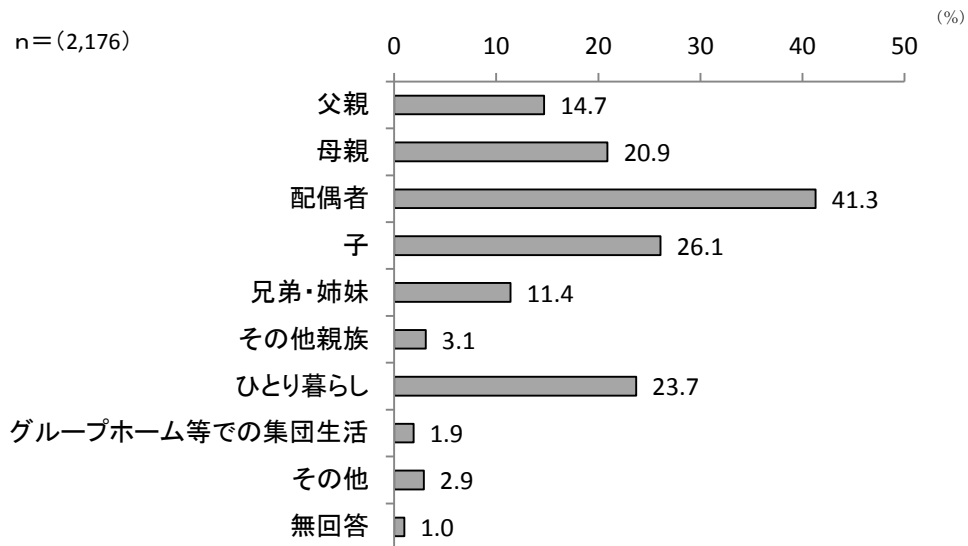
障害の種類については、「内部障害（心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、象徴、免疫機能、肝臓）」が30.0%と最も多く、次いで「肢体不自由（上肢・下肢・体幹等）」が27.9%、「視覚障害」が11.5%となっています。

(1-6) 年収 (問5)



本人の収入についてみると、「収入がない」が22.8%と最も多く、150万円未満が全体の過半数を占めています。

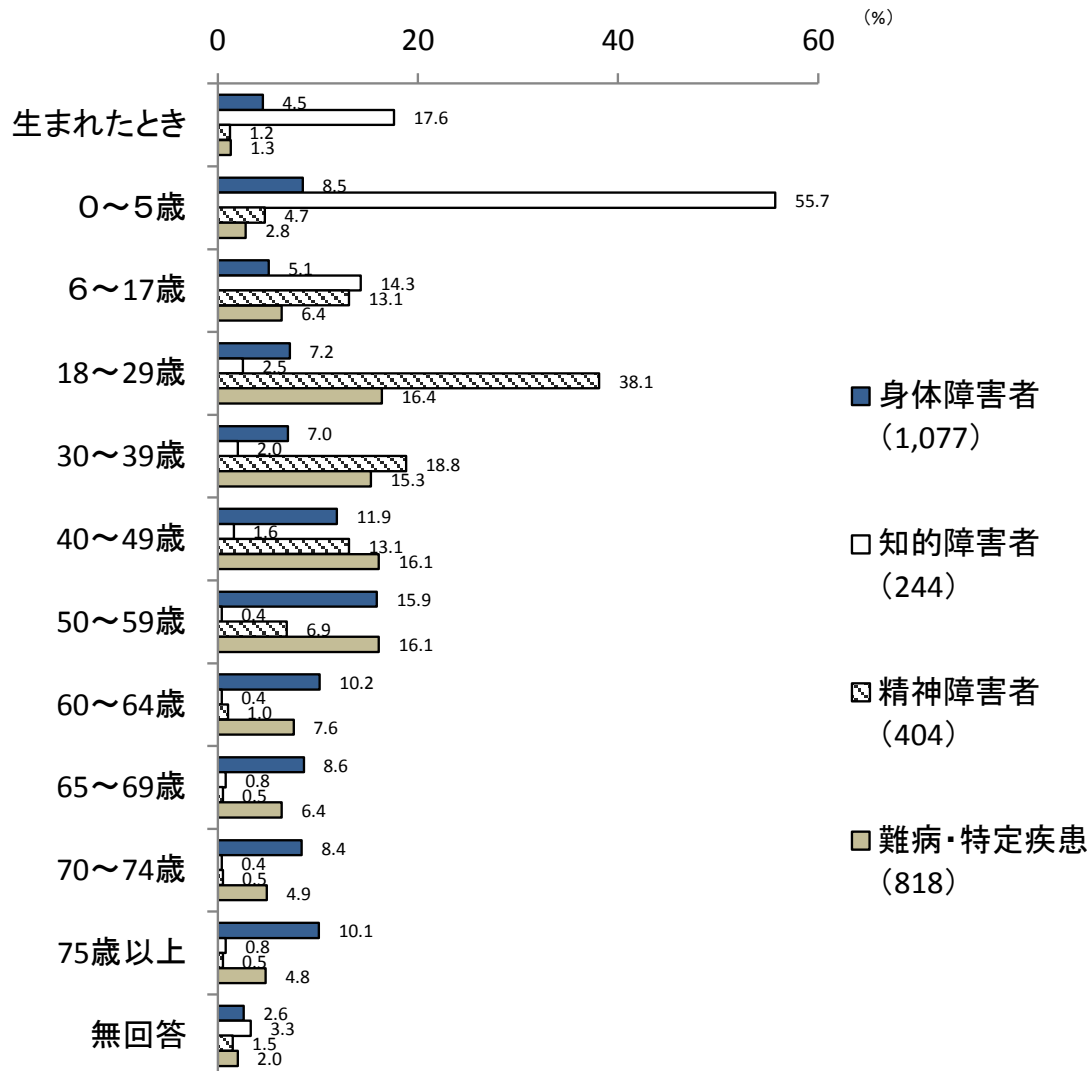
(1-7) 同居家族（問7）



同居家族についてみると、「配偶者」が41.3%と最も多く、次いで「子」26.1%、「ひとり暮らし」23.7%となっています。

2. 障害と健康について

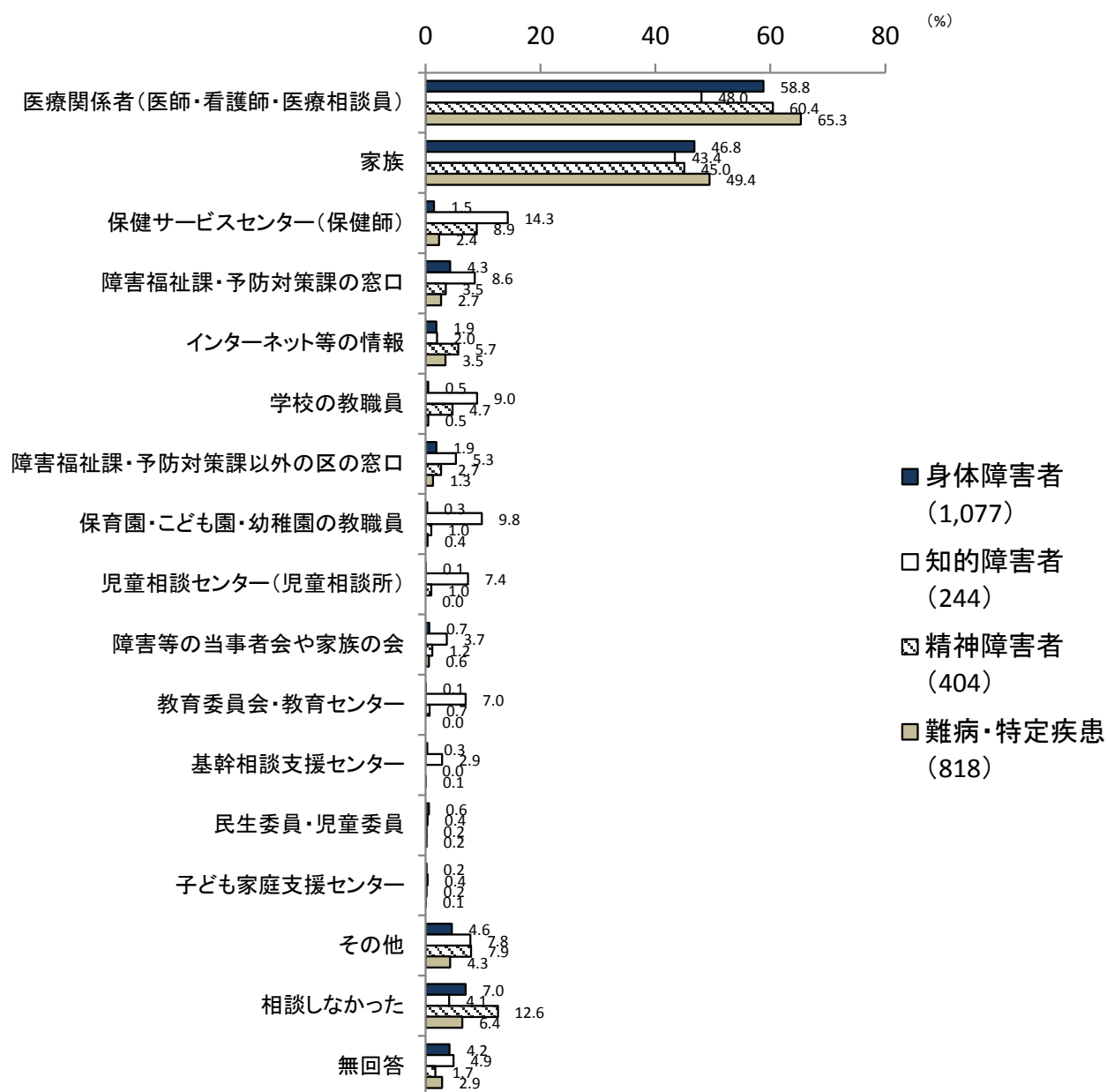
(2-1) 障害に最初に気づいた時期（問8）



本人や家族等が障害に気づいた時期についてみると、身体障害者では、「50～59歳」が15.9%と最も多くなっているのに対して、知的障害者では「0～5歳」が55.7%と最も多くなっています。

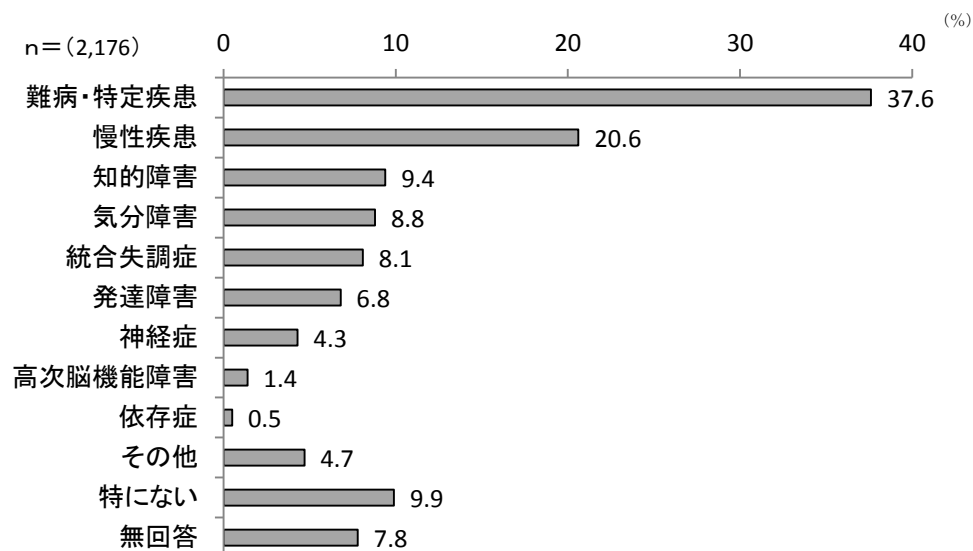
また、精神障害者、難病患者では、「18～29歳」が、それぞれ38.1%、16.4%と最も多くなっています。

(2-2) 障害に最初に気づいた時の相談相手（問9）



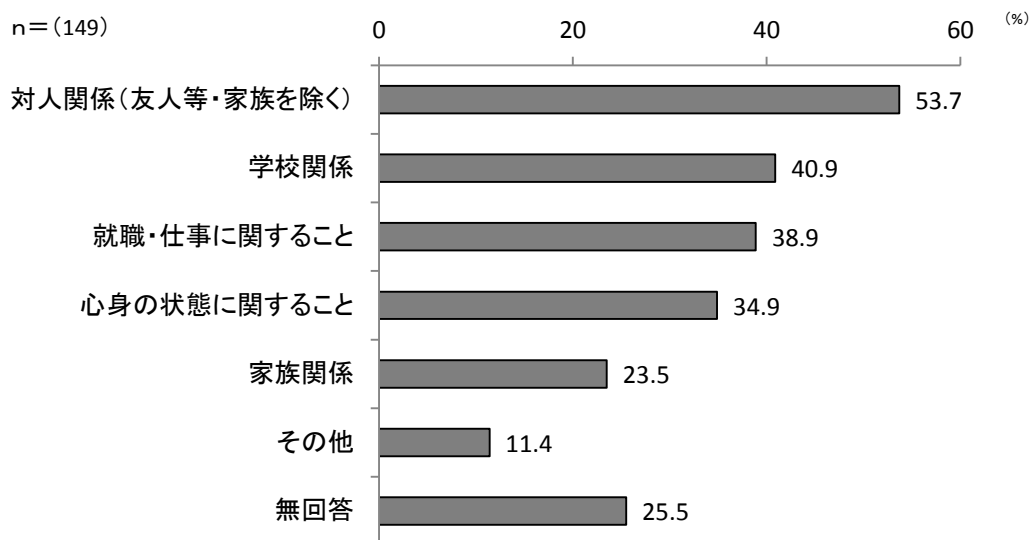
相談相手についてみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者のいずれの障害でも「医療関係者（医師・看護師・医療相談員）」が最も多く、次いで「家族」となっています。

(2-3) 疾患・障害の有無（問 10）



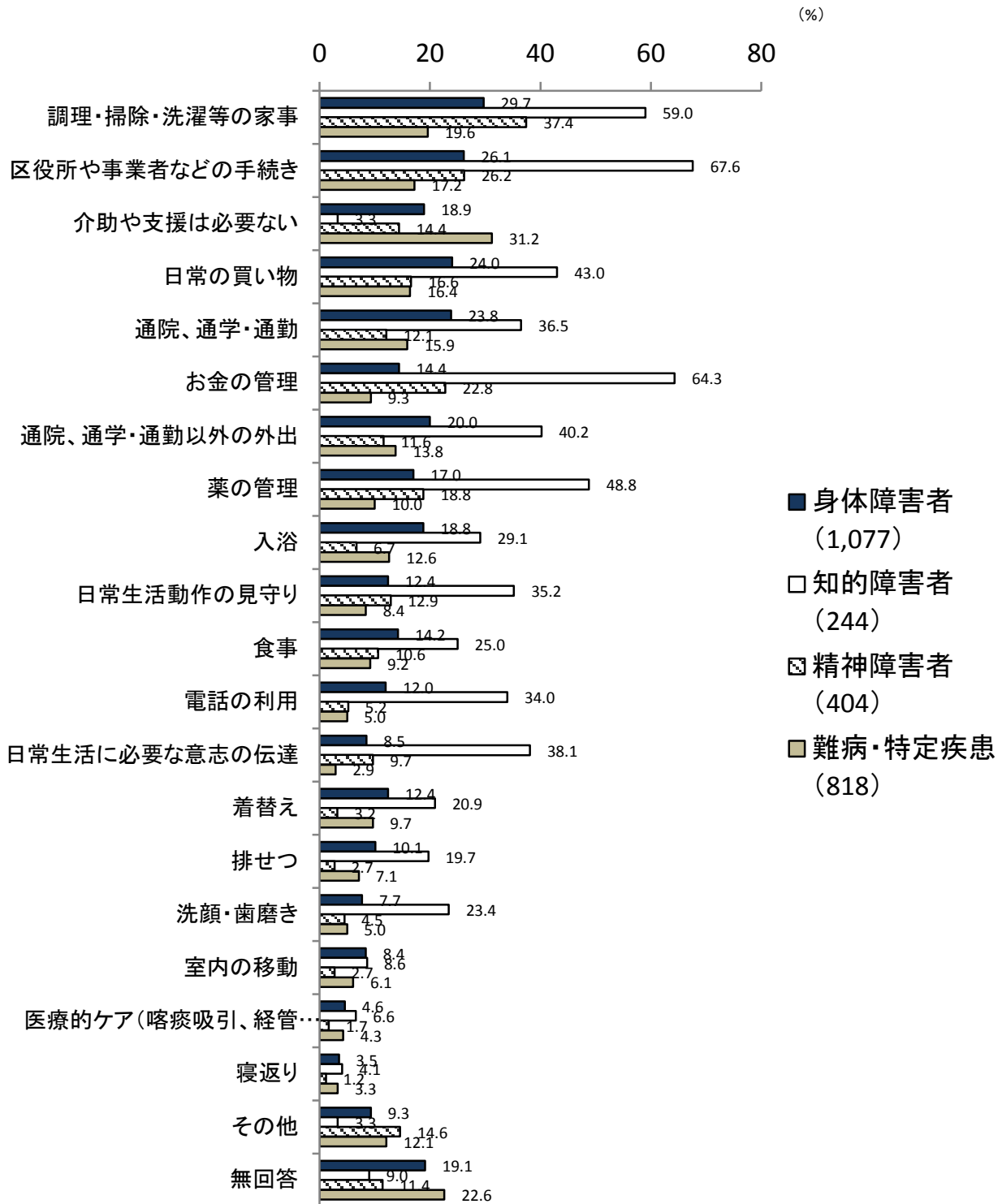
疾患・障害についてみると、「難病・特定疾患」が 37.6% で最も多く、次いで「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患・脳血管疾患・腎臓疾患・大腸の疾患等）」が 20.6% となっています。

(2-4) 発達障害の問題・困難の内容（問 14）



発達障害の問題・困難の内容としては、「対人関係（友人等・家族を除く）」が 53.7% で最も多く、次いで「学校関係」が 40.9%、「就職・仕事に関する事」が 38.9% となっています。

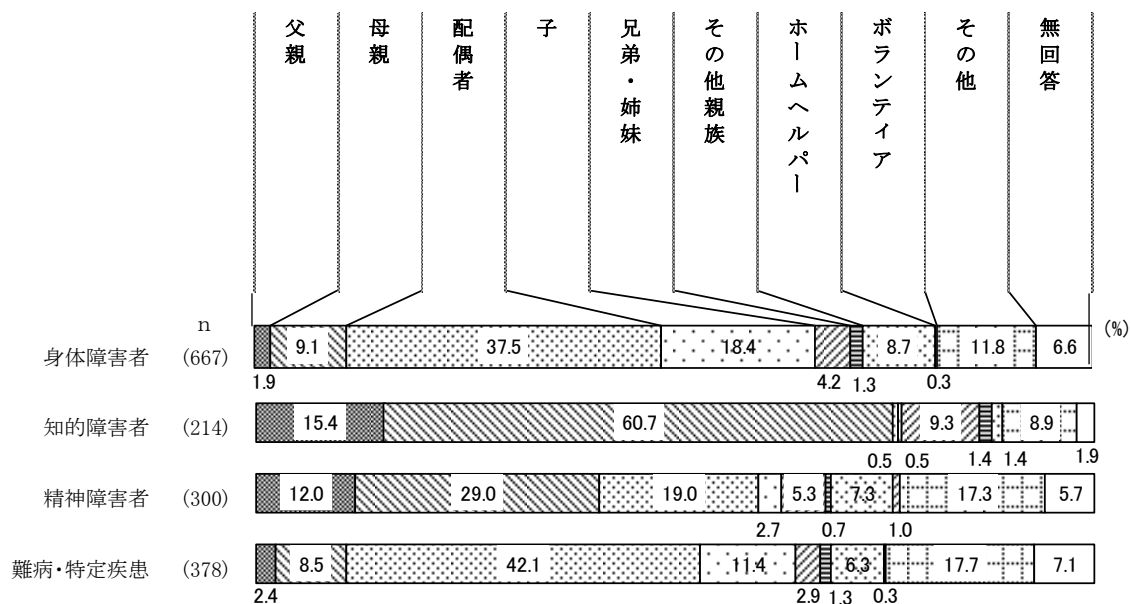
(2-5) 日常生活に必要な介助・支援（問 18）



日常生活に必要な介助や支援についてみると、身体障害者では、「調理・掃除・洗濯等の家事」が29.7%で最も多くなっているほか、難病患者でも19.6%と高くなっています。また、精神障害者でも「調理・掃除・洗濯等の家事」が37.4%と最も多くなっています。

一方、知的障害者では「区役所や事業者などの手続き」が67.6%と最も多く、次いで「お金の管理」が64.3%となっています。

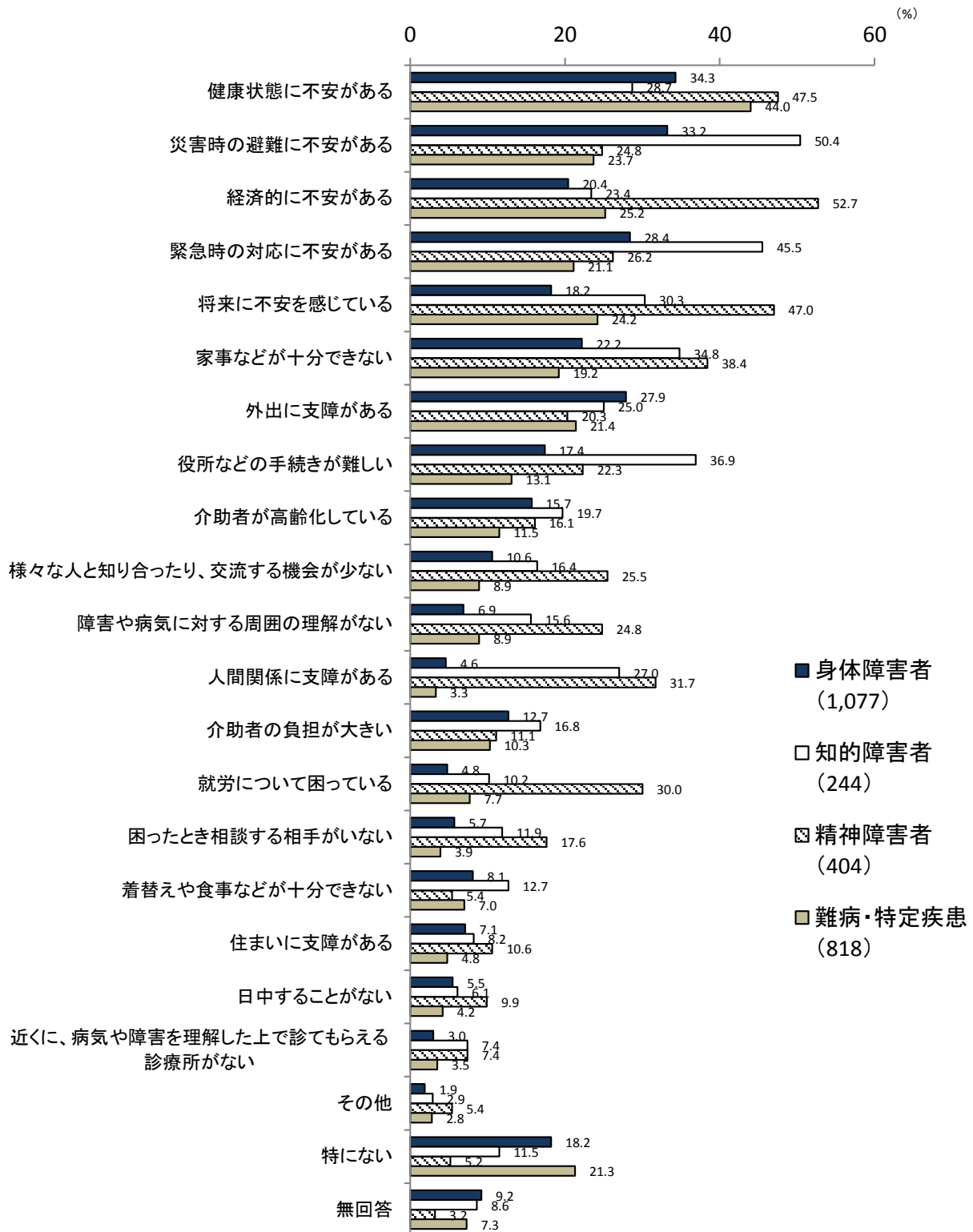
(2-6) 主な介助者（問 19）



主な介助者・支援者をみると、難病患者では、「配偶者」が42.1%と最も多くなっているほか、身体障害者でも37.5%となっています。

一方、知的障害者では「母親」が60.7%と最も多くなっているほか、精神障害者でも29.0%となっています。

3. 相談や福祉の情報について (3-1) 日常生活で困っていること (問 21)



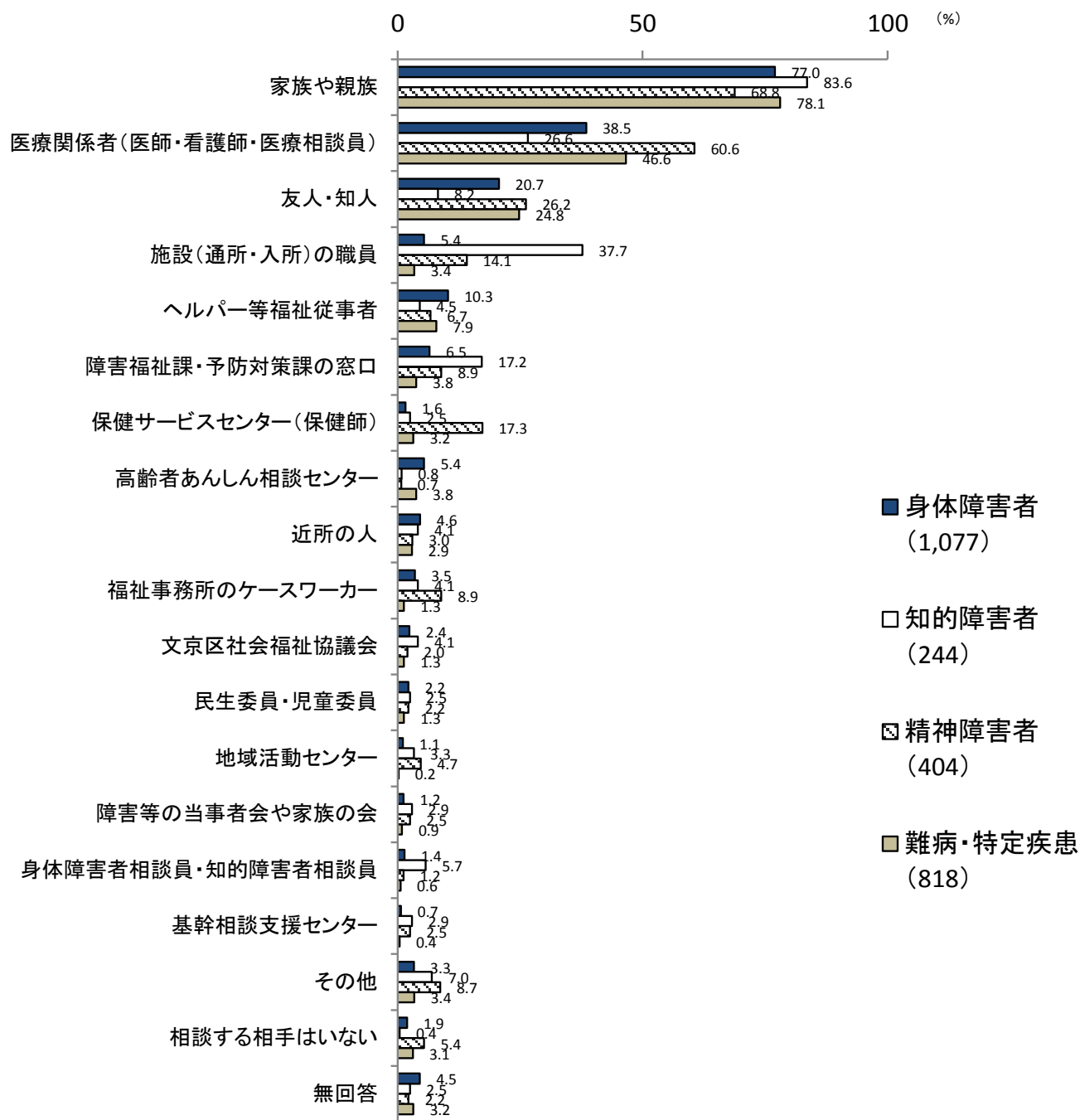
日常生活で困っていることをみると、身体障害者では「健康状態に不安がある」が34.3%、「災害時の避難に不安がある」が33.2%と、いずれも3割強と多くなっています。

また、知的障害者では、「災害時の避難に不安がある」が50.4%と最も多くなっています。

一方、精神障害者では、「経済的に不安がある」が52.7%と最も多く、次いで「健康状態に不安がある」が47.5%となっています。

難病患者では、「健康状態に不安がある」が44.0%と最も多くなっています。

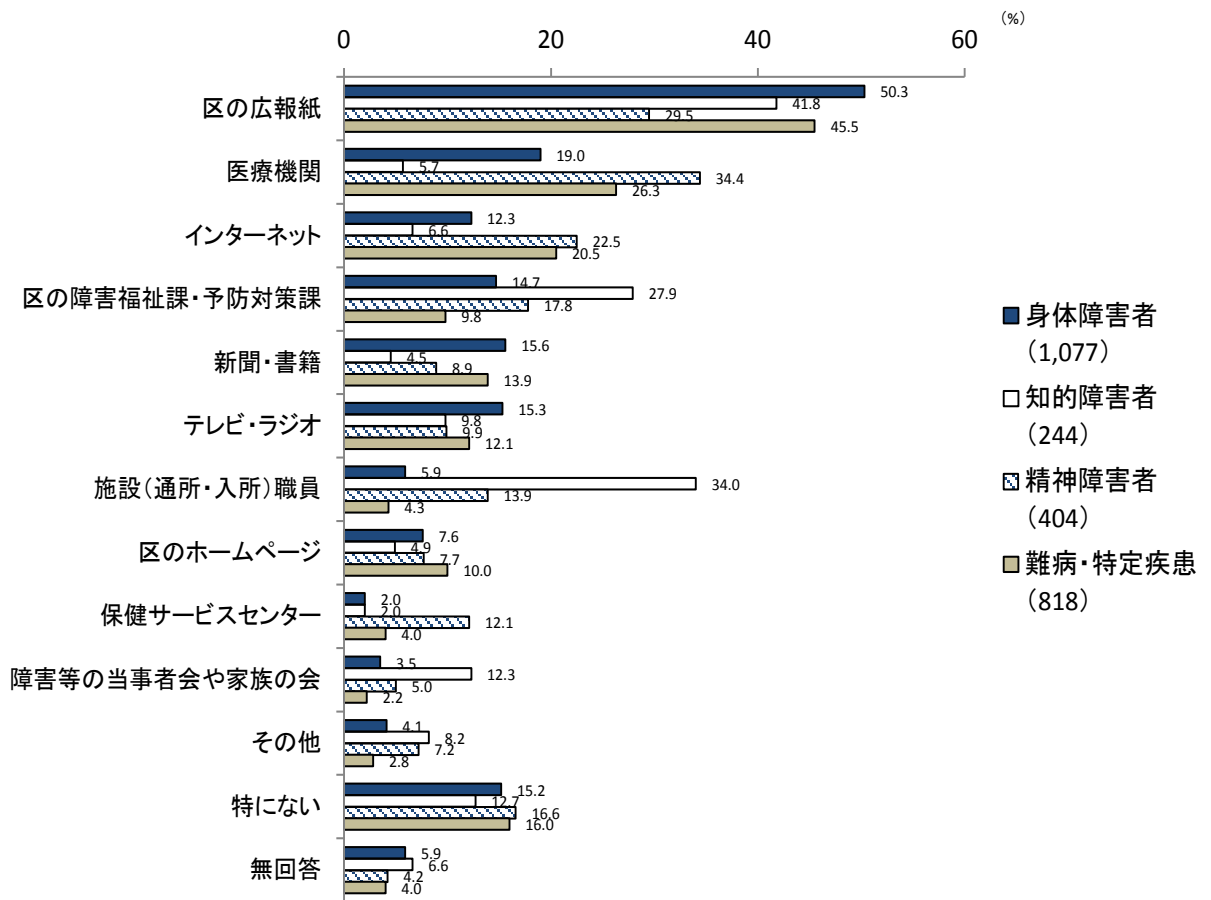
(3-2) 困った時の相談相手 (問 22)



困った時の相談相手を見ると、身体障害者、知的障害者、難病患者では、いずれも「家族」が8割前後を占めて最も多くなっています。

一方、精神障害者では、「家族や親族」が68.8%、「医療関係者(医師・看護師・医療相談員)」が60.6%と、いずれも6割を超えて多くなっています。

(3-3) 福祉に関する情報の入手先 (問 23)

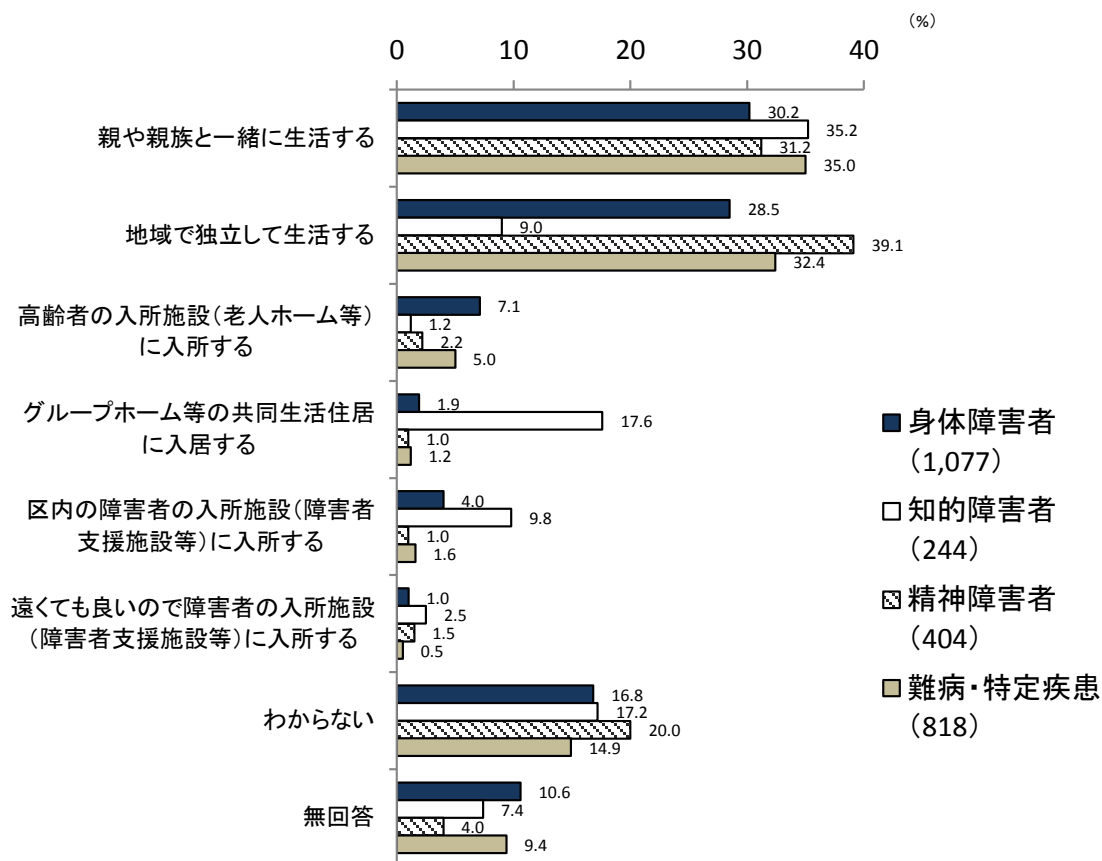


福祉の情報の入手先をみると、身体障害者では「区の広報紙」が50.3%と最も多くなっているほか、難病患者でも45.5%と多くなっています。

また、知的障害者では、「区の広報紙」(41.8%)に次いで、「施設(通所・入所)職員」が34.0%と多くなっています。

一方、精神障害者では「医療機関」が34.4%と最も多く、次いで「区の広報紙」が29.5%となっています。

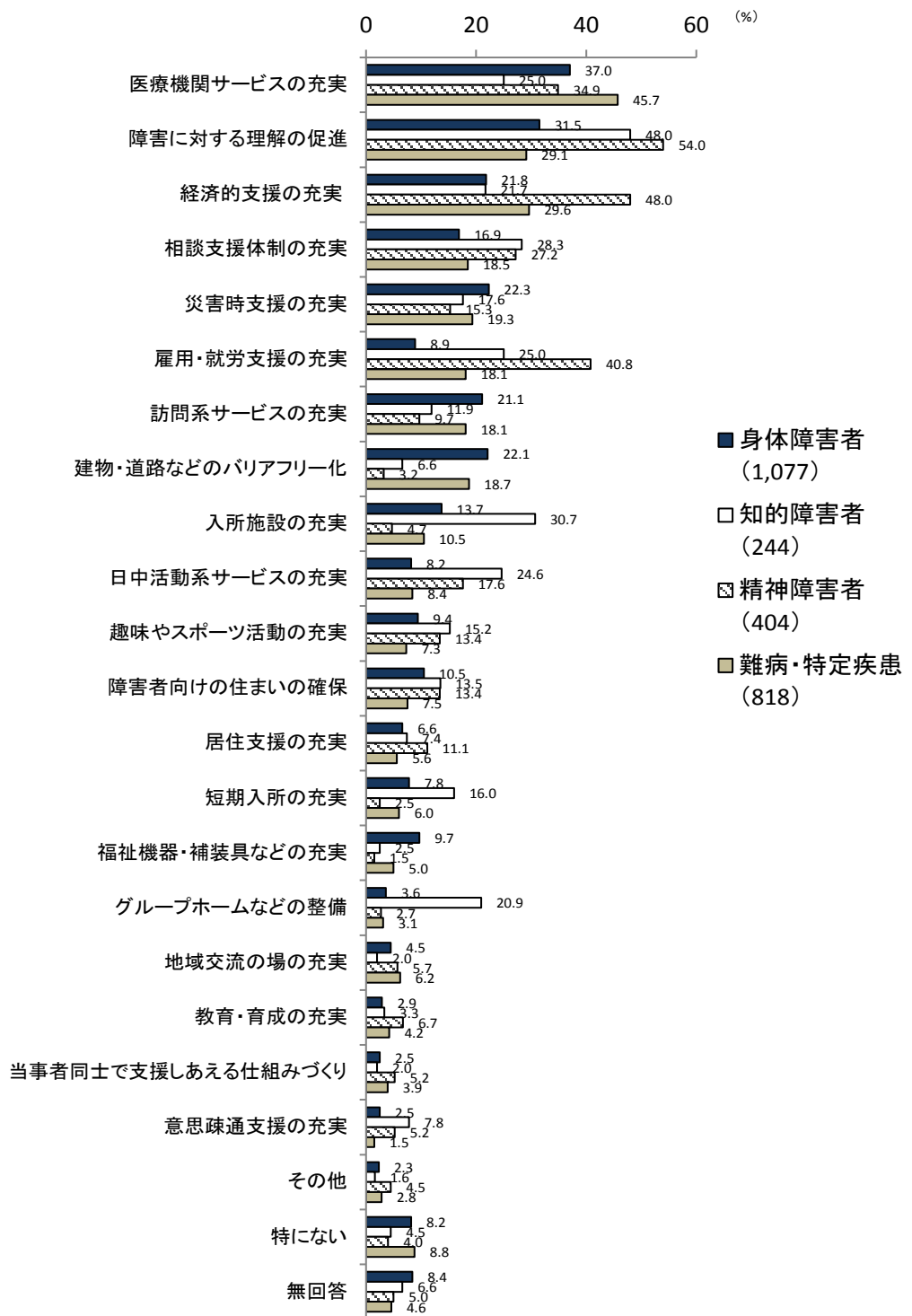
(3-4) 今後希望する生活（問 24）



今後希望する生活についてみると、身体障害者、精神障害者、難病患者では、「地域で独立して生活する」と「親や親族と一緒に生活する」が多くなっています。

一方、知的障害者では、「親や親族と一緒に生活する」が35.2%で最も多く、次いで「グループホーム等の共同生活住居に入居する」が17.6%となっています。

(3-5) 地域で安心して暮らしていくために必要な施策（問 26）



地域で安心して暮らすために必要な施策をみると、身体障害者では「医療機関サービスの充実」が37.0%で最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が31.5%となっています。

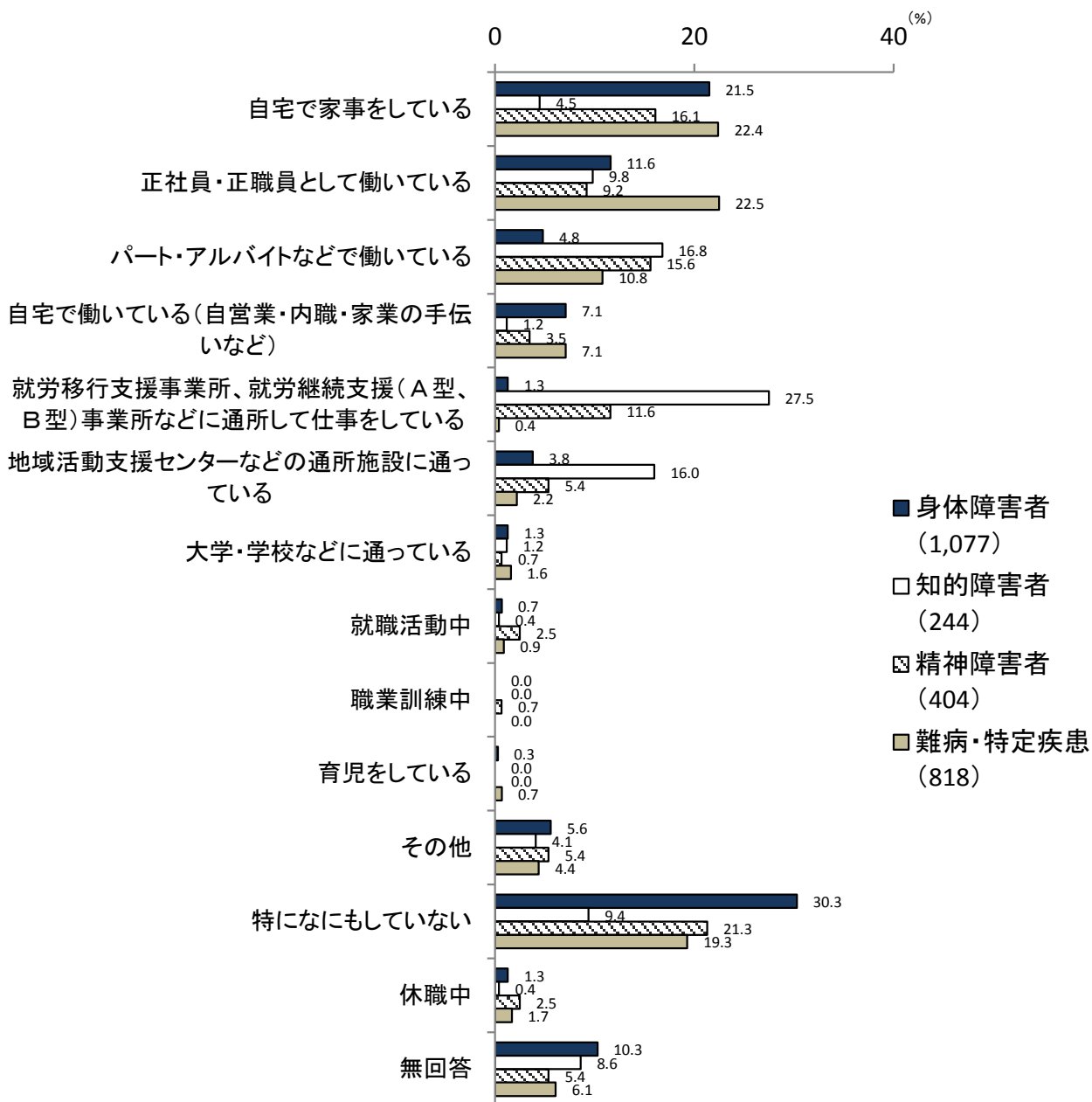
知的障害者では、「障害に対する理解の促進」が48.0%と最も多く、次いで「入所施設（障害者支援施設等）」の充実」が30.7%となっています。

精神障害者では、「障害に対する理解の促進」が54.0%と最も多く、次いで「経済的支援の充実」が48.0%となっています。

難病患者では、「医療機関サービスの充実」が45.7%と最も多く、次いで「経済的支援の充実」が29.6%、「障害に対する理解の促進」が29.1%となっています。

4. 日中活動や外出について

(4-1) 平日の日中の過ごし方 (問33)

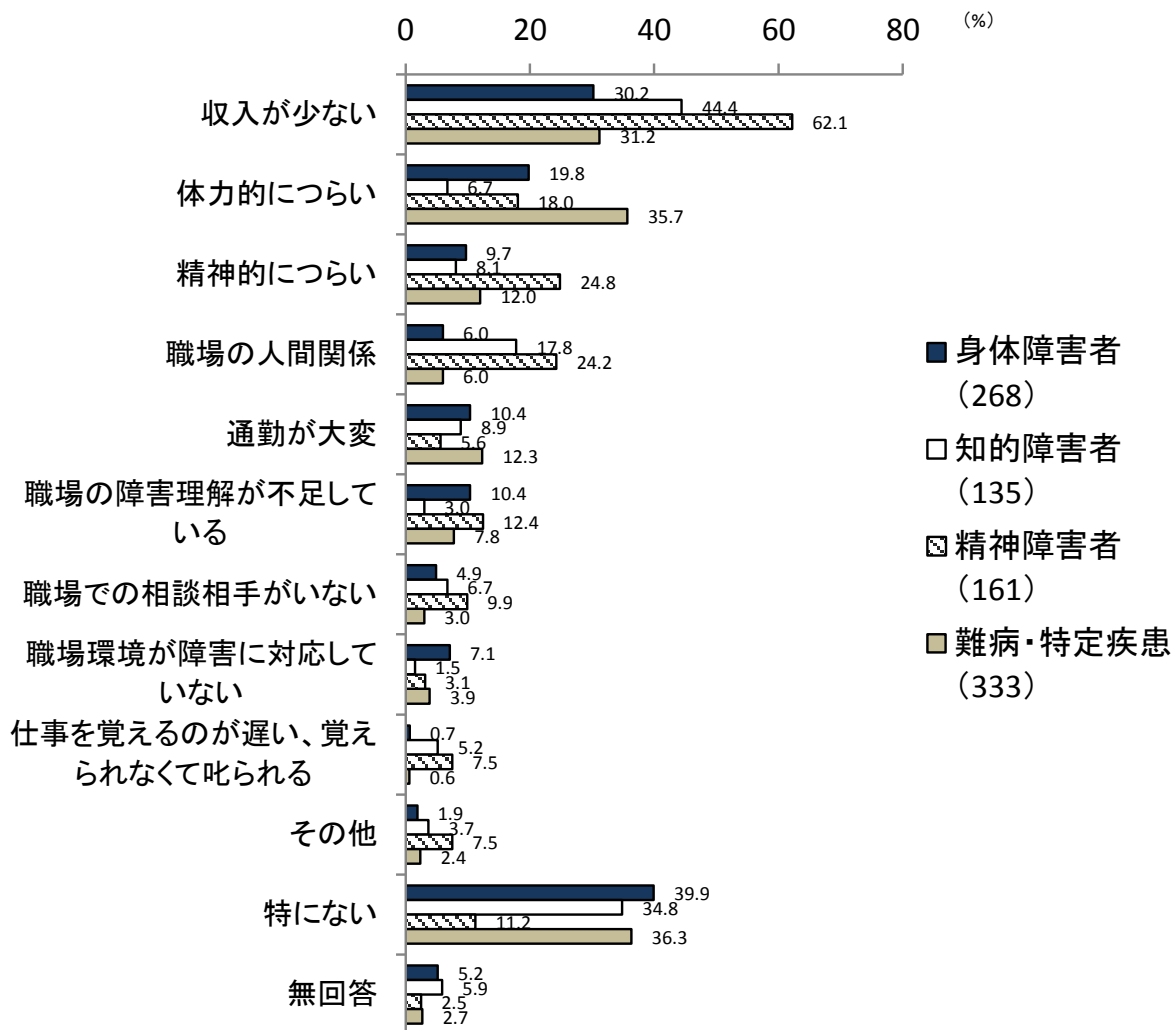


平日の日中の過ごし方についてみると、身体障害者では、「特になにもしていない」が30.3%と最も多くなっているほか、精神障害者でも21.3%となっています。

一方、知的障害者では、「就労移行支援事業所、就労継続支援(A型、B型)事業所などに通所して仕事をしている」が27.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が16.8%となっています。

また、難病患者では「正社員・正職員として働いている」が22.5%、「自宅で家事をしている」が22.4%といずれも2割を超えています。

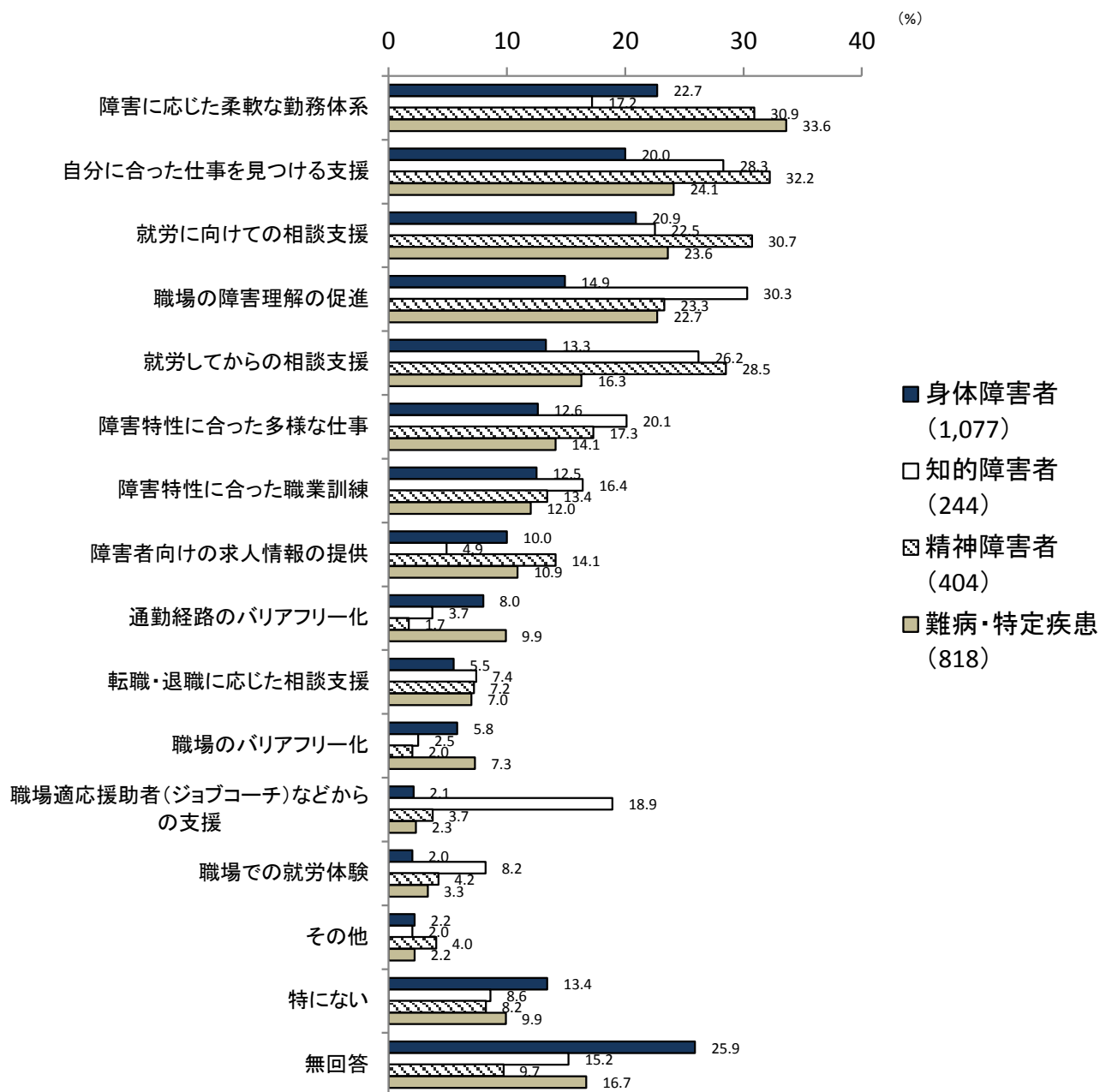
(4-2) 工作上困っていること (問 34)



現在働いている障害者の方に、仕事をする上での困難を訊いたところ、精神障害者では「収入が少ない」が62.1%と最も多く、次いで「精神的につらい」が24.8%、「職場の人間関係」が24.2%となっています。また、知的障害者、身体障害者でも、「収入が少ない」が、それぞれ44.4%、30.2%と最も多くなっています。

一方、難病患者では、「体力的につらい」が35.7%と最も多く、次いで「収入が少ない」が31.2%となっています。

(4-3) 一般就労に必要なこと (問 36)



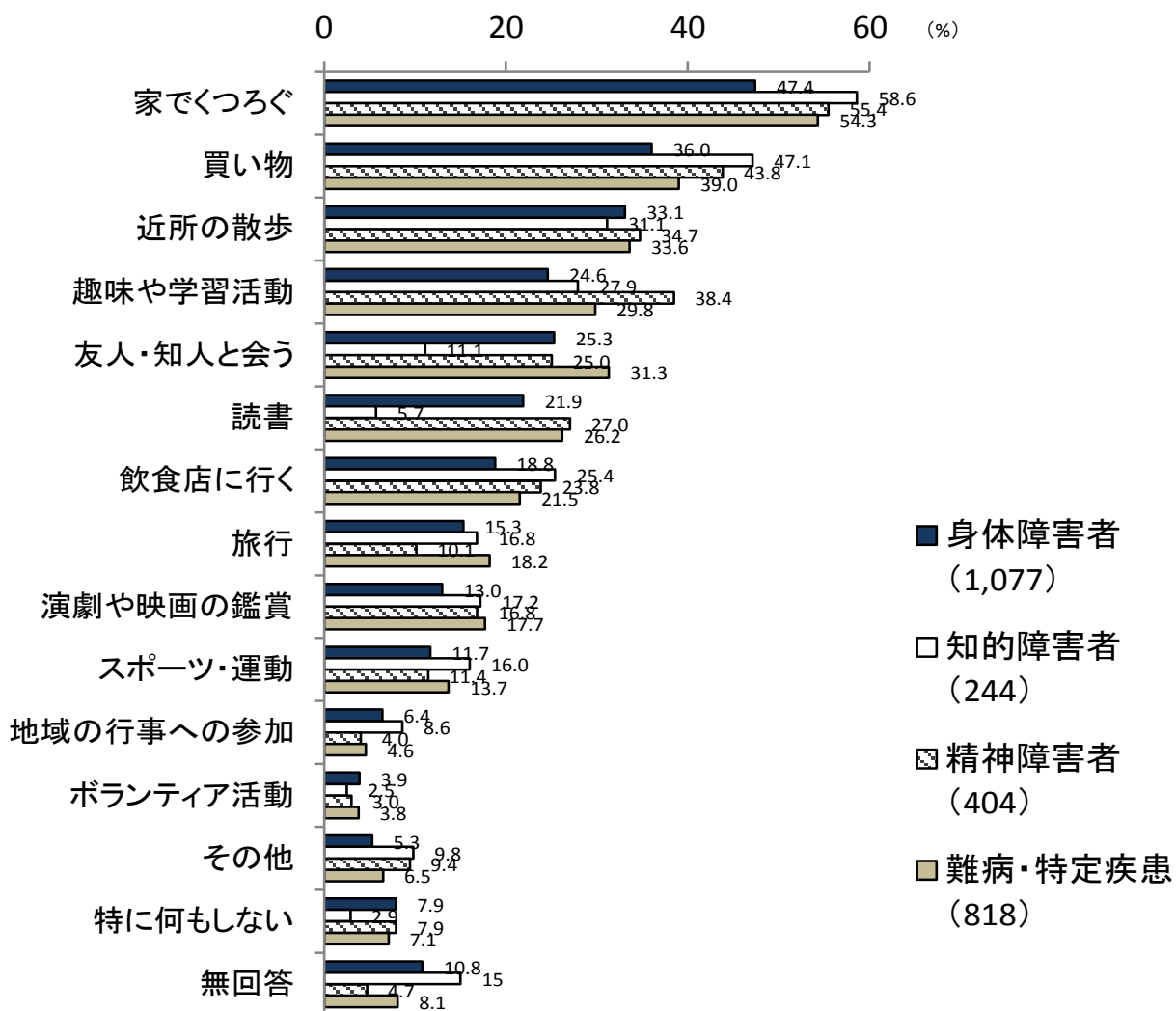
障害者が一般就労するために必要なこととしては、身体障害者では、「障害に応じた柔軟な勤務体系」、「就労に向けての相談支援」、「自分に合った仕事を見つける支援」、が、それぞれ 22.7%、20.9%、20.0%と、いずれも 2 割を超えています。

知的障害者では、「職場の障害理解の促進」が 30.3%、「自分に合った仕事を見つける支援」が 28.3%と、いずれも 3 割前後占めて多くなっています。

精神障害者では、「自分に合った仕事を見つける支援」、「就労に向けての相談支援」、「就労してからの相談支援」が、それぞれ 32.2%、30.7%、28.5%と、いずれも 3 割前後を占めて多くなっています。

難病患者では、「障害に応じた柔軟な勤務体系」が 33.6% で最も多く、次いで「自分に合った仕事を見つける支援」が 24.1%となっています。

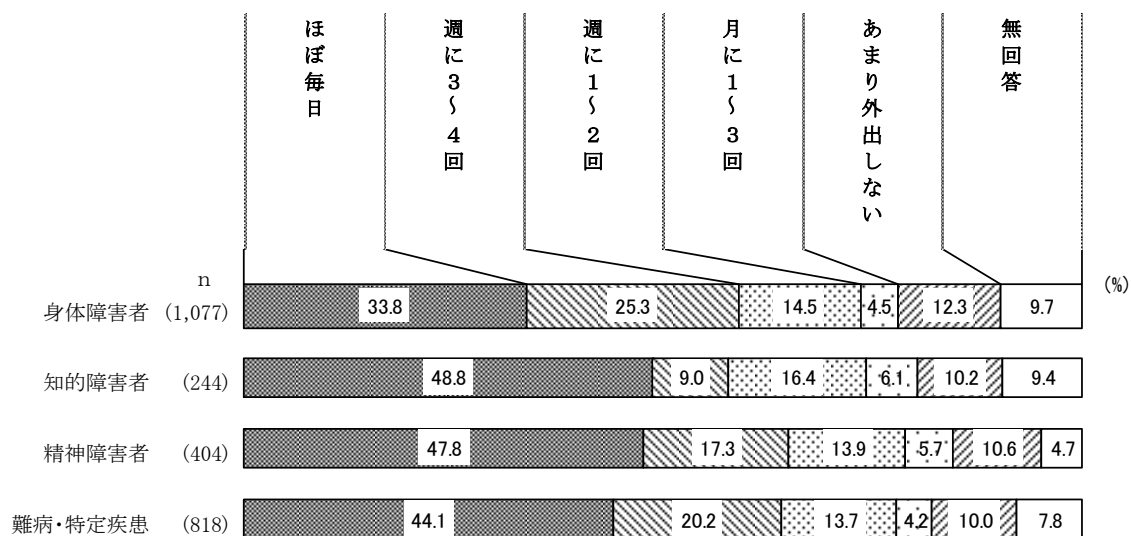
(4-4) 余暇の過ごし方 (問 37)



休日や余裕のある時の過ごし方をみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者とも、「家でくつろぐ」が最も多く、次いで「買い物」となっています。

また、精神障害者では、「趣味や学習活動」が38.4%と、他の障害者に比べて多くなっています。

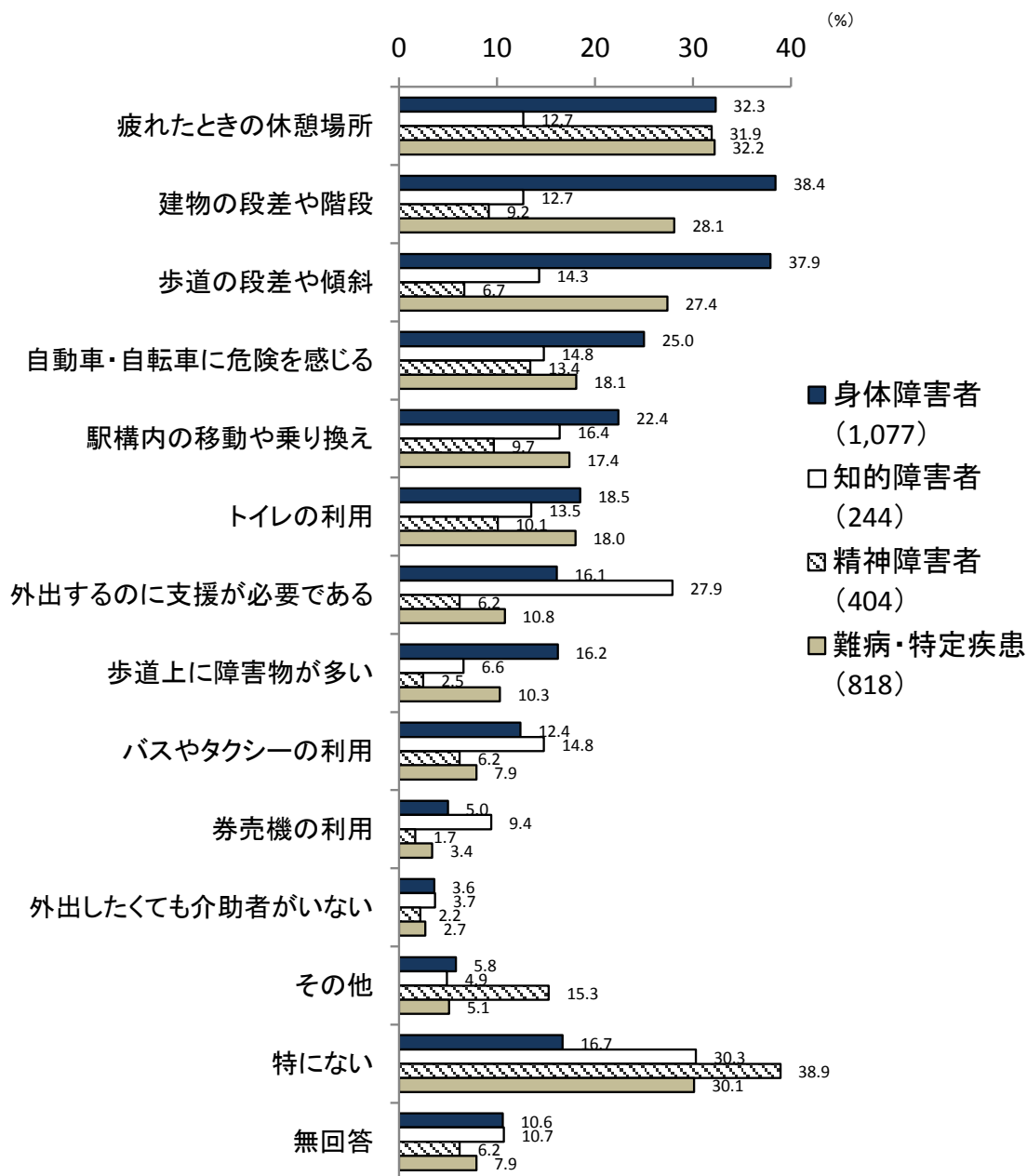
(4-5) 外出頻度 (問 38)



外出の頻度をみると、知的障害者、精神障害者、難病患者では「ほぼ毎日」が、それぞれ 48.8%、47.8%、44.1%と、いずれも4割を超えて最も多くなっています。

一方、身体障害者では、「ほぼ毎日」が33.8%と、他の障害者に比べて少なく、その一方、「週に3〜4回」が25.3%と多くなっています。

(4-6) 外出の際に困っていること (問 39)



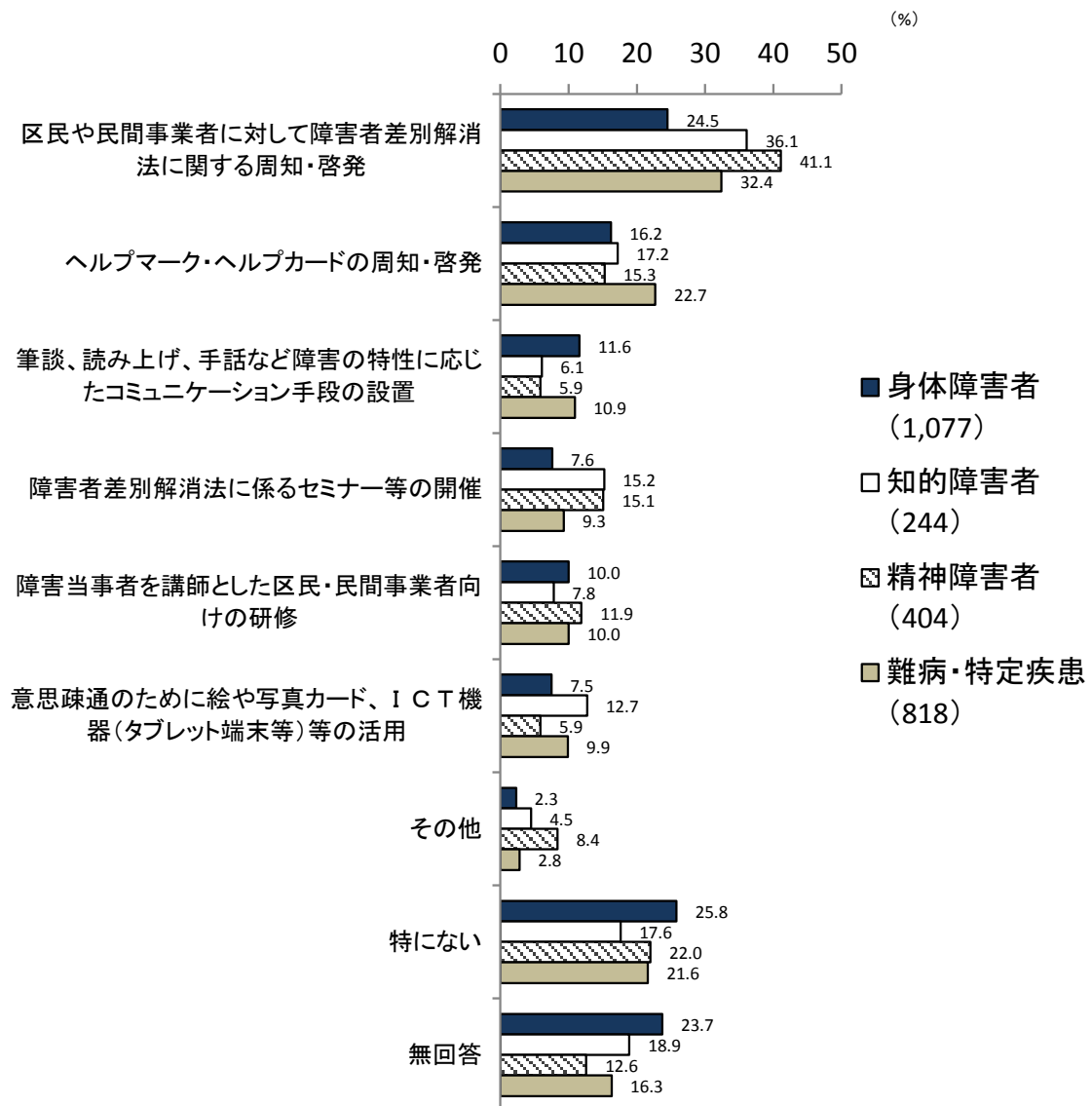
外出の時困っていることとしては、身体障害者では、「建物の段差や階段」、「歩道の段差や傾斜」が、それぞれ38.4%、37.9%と4割近くを占めて多くなっています。

一方、知的障害者では、「外出するのに支援が必要である」が27.9%と、他の障害者より多くなっています。

また、精神障害者、難病患者では、「疲れた時の休憩場所」が、それぞれ31.9%、32.2%と多くなっています。

5. 差別解消について

(5-1) 合理的配慮を進めていくために必要なこと（問 42）



合理的配慮を進めていくために必要なことをみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者では、いずれも「区民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」が最も多く、とくに精神障害者では41.1%と4割を超えています。

6. 災害対策について

(6-1) 災害発生時に困ること (問 43)

	(%)			
	身体障害者 (1,077)	知的障害者 (244)	精神障害者 (404)	難病・特定 疾患 (818)
薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	44.3	26.6	62.4	57.0
避難所で必要な支援が受けられるか不安	33.1	34.8	32.7	29.3
一人では避難できない	31.4	46.7	15.8	20.0
避難所の設備が障害に対応しているか不安	27.4	23.0	21.8	21.3
避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	17.8	34.8	38.6	16.5
助けを求める方法がわからない	16.0	28.7	18.8	12.5
災害の情報を知る方法がわからない	14.4	27.5	13.6	9.4
近くに助けてくれる人がいない	13.1	11.9	20.0	10.1
避難所の場所がわからない	11.4	19.3	14.6	8.1
医療機器の電源確保が心配	11.9	7.8	5.4	8.6
その他	3.2	5.3	5.4	4.4
特になし	13.0	13.9	12.6	15.2
無回答	12.5	10.7	6.2	8.8

災害発生時に困ることをみると、精神障害者、難病患者、身体障害者では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか心配」が、それぞれ 62.4%、57.0%、44.3%と最も多くなっています。また、精神障害者では、「避難所で他の人と一緒に暮らすのが難しい」が 38.6%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 32.7%と多くなっています。

一方、知的障害者では、「1人では避難できない」が 46.7%と最も多く、次いで「避難所で他の人と一緒に暮らすのが難しい」と「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 34.8%となっています。

(6-2) 災害に対する備え (問 44)

	(%)			
	身体障害者 (1,077)	知的障害者 (244)	精神障害者 (404)	難病・特定 疾患 (818)
非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている	33.2	31.1	27.0	41.9
疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	26.6	17.6	25.5	33.3
日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	21.5	32.8	14.1	24.3
家具に転倒防止器具を取り付けている	18.4	20.9	12.4	18.5
文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している	10.9	18.9	5.2	5.1
近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている	5.0	3.7	3.2	3.4
住居の耐震診断を受け、必要な補強を行っている	3.5	6.1	3.0	3.1
地域の防災訓練や勉強会・セミナー等に参加している	3.4	4.1	2.0	2.2
区民防災組織(町会・自治会)や消防団等に参加している	3.3	2.5	1.2	2.3
その他	1.8	2.5	3.5	1.5
特になし	23.3	19.7	35.1	23.2
無回答	13.5	13.1	7.7	8.7

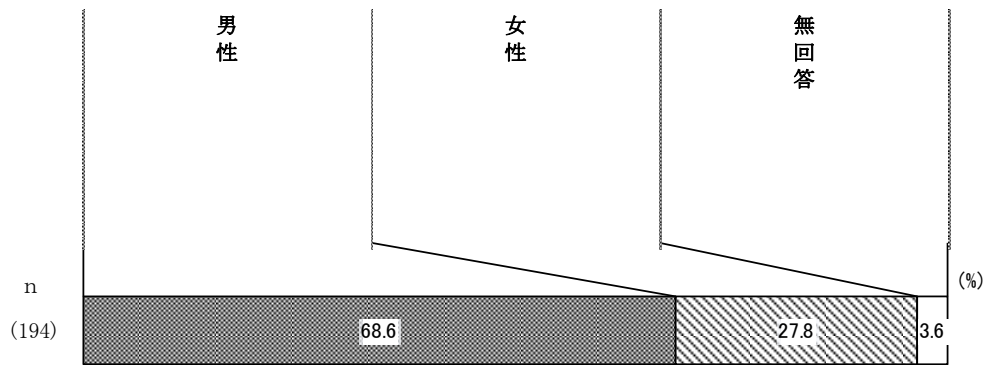
災害に対する備えをみると、身体障害者、精神障害者、難病患者では、いずれも「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」が最も多く、次いで「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」となっています。特に、難病患者では「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」が 41.9%と、他の障害者より多くなっています。

一方、知的障害者では「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」(31.1%)と並んで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が 32.8%と多くなっています。

4. 障害児の方を対象にした調査

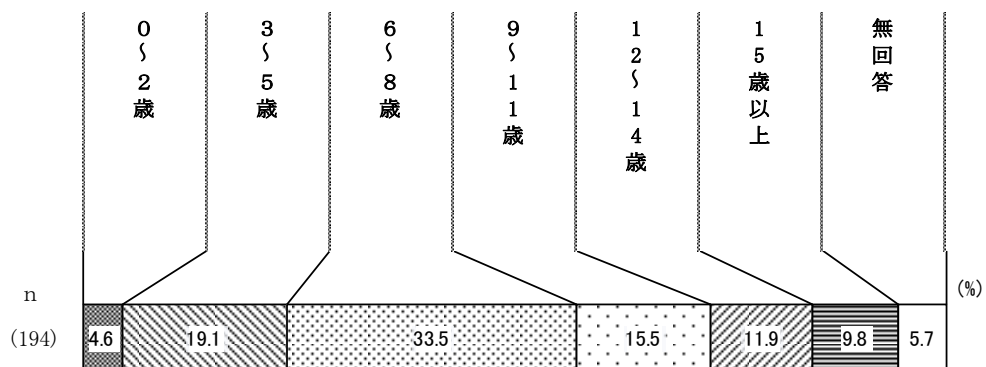
1. 対象者特性

(1-1) 性別 (問2)



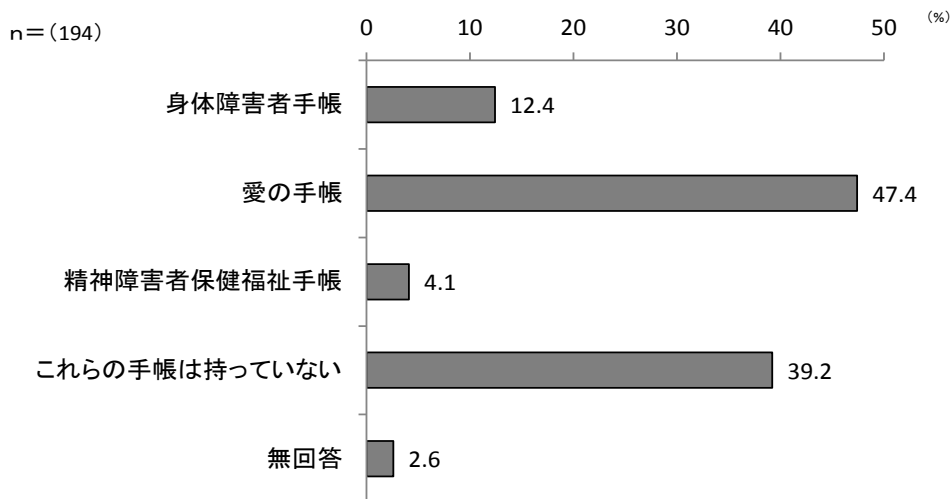
性別についてみると、男性が 68.6%と、女性の 2 倍以上を占めています。

(1-2) 年齢 (問3)



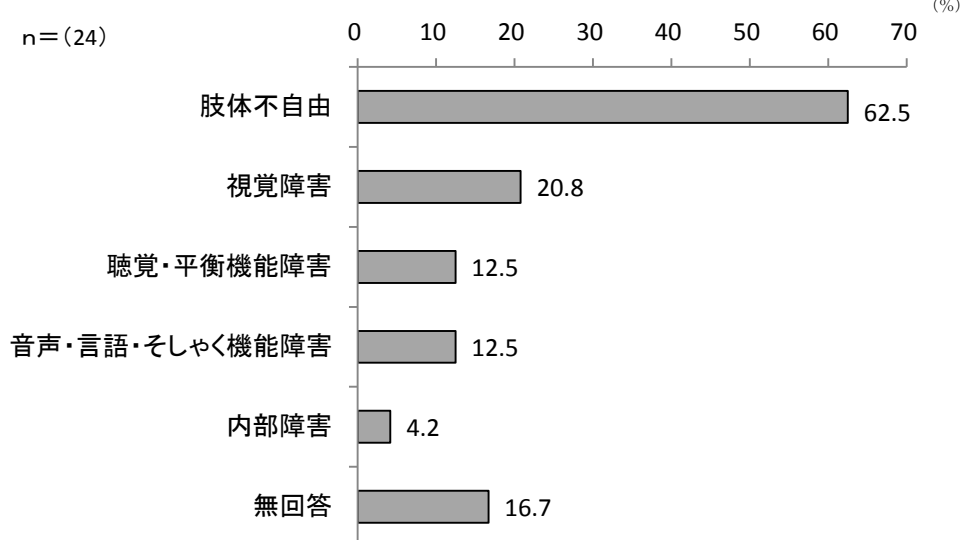
年齢についてみると、6～8歳が 33.5%と、全体の 3 分の 1 を占めています。

(1-3) 手帳の所持状況 (問4)



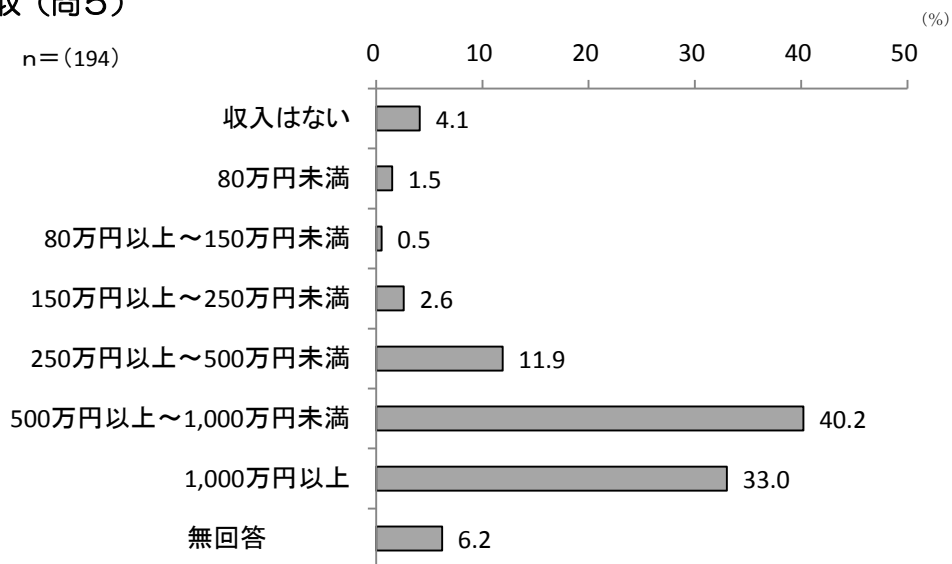
手帳の所持状況については、「愛の手帳」が47.4%と最も多く、次いで「身体障害者手帳」が12.4%となっています。一方、「これらの手帳は持っていない」は39.2%となっています。

(1-4) 身体障害の種類 (問4)



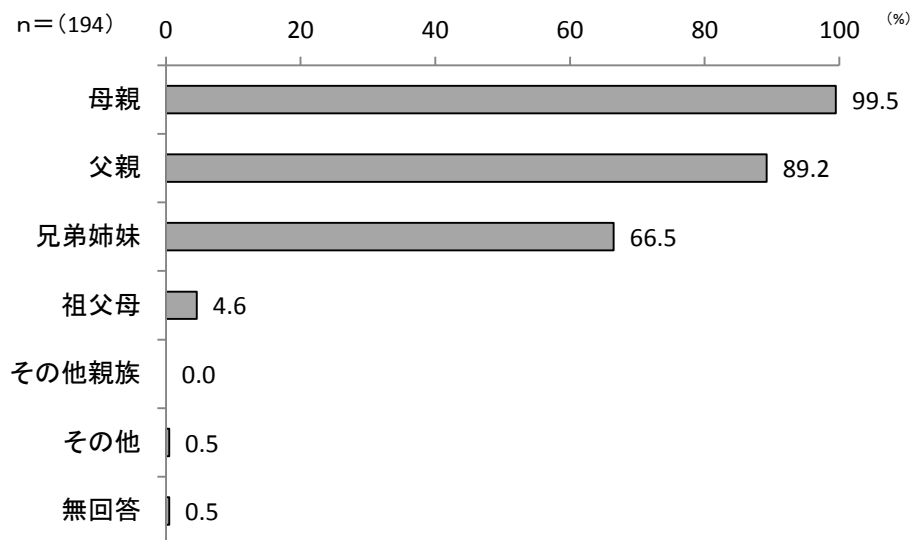
障害の種類については、「肢体不自由」が62.5%と特に多く、次いで「視覚障害」が20.8%となっています。

(1-5) 年収 (問5)



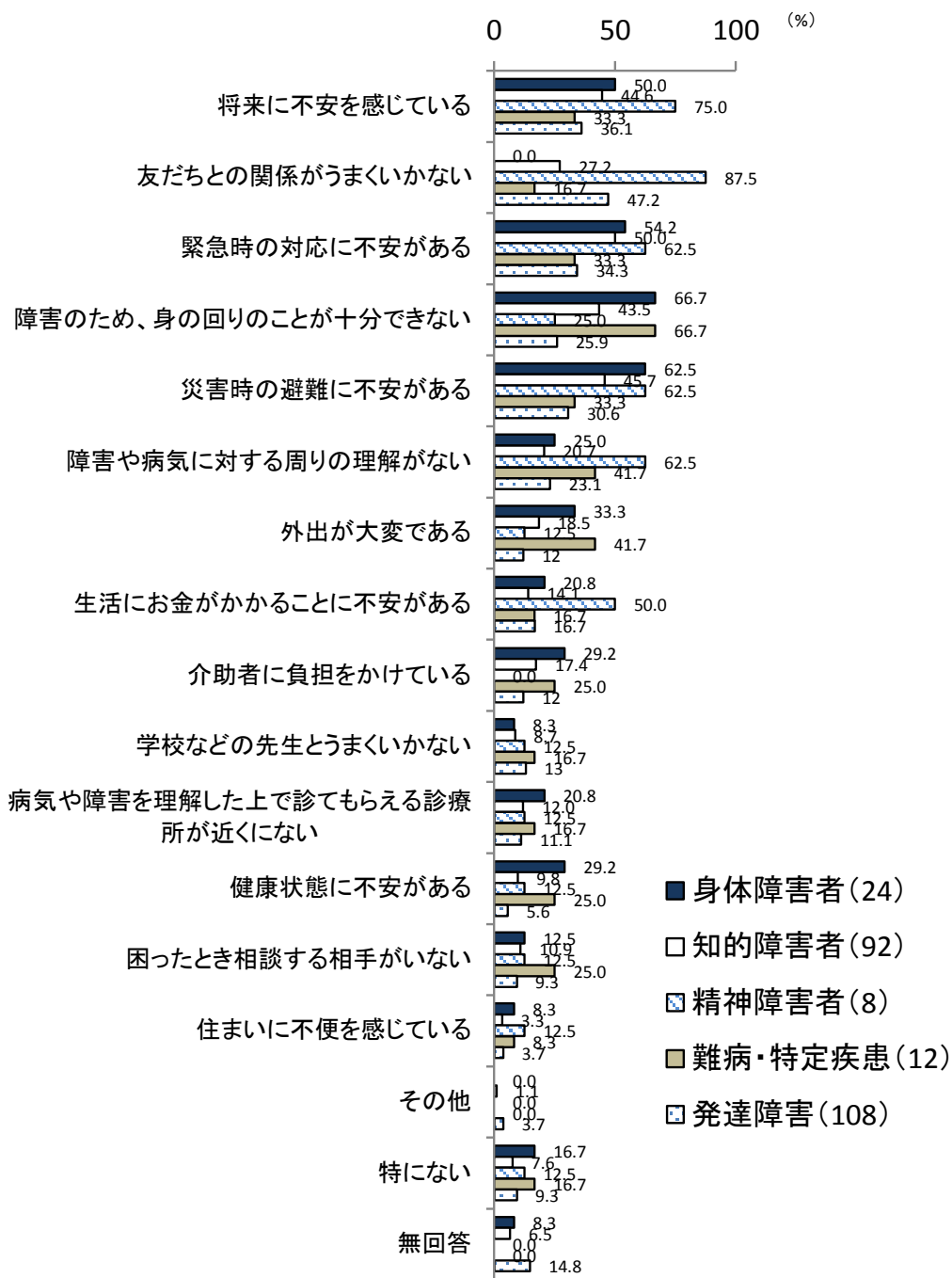
世帯の年収についてみると、500万円以上が全体の7割以上を占めています。

(1-6) 同居家族 (問6)



同居家族についてみると、「母親」が全数近く、「父親」が9割近くとなっています。

2. 相談や福祉の情報について (2-1) 日常生活で困っていること (問 19)

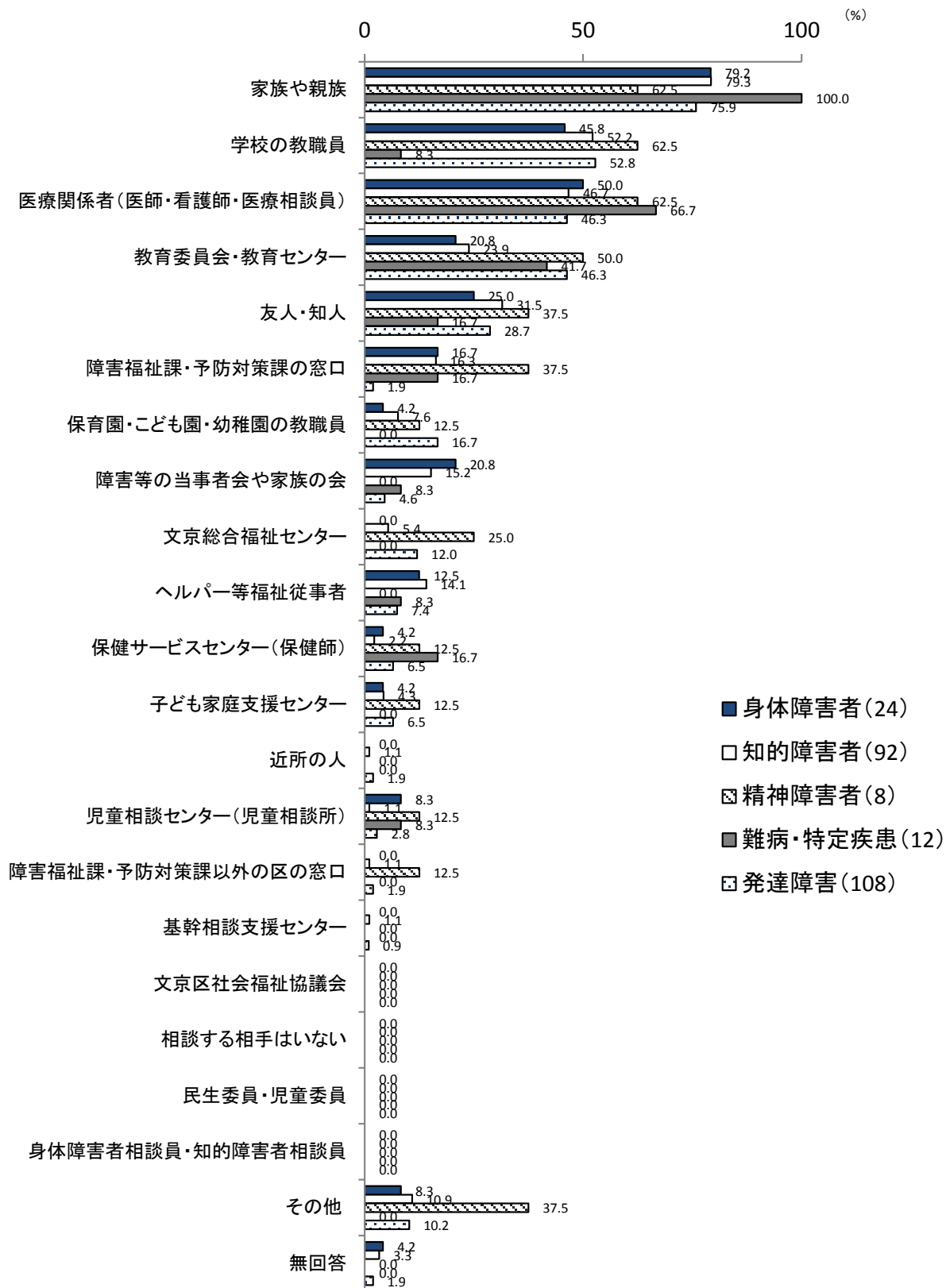


日常生活で困っていることをみると、身体障害者では「障害のため、身の回りのことが十分できない」と「災害時の避難に不安がある」が6割を超えています。

知的障害者では、「緊急時の対応に不安がある」が50.0%で最も多く、「災害時の避難に不安がある」45.7%や「将来に不安を感じている」44.6%が4割代半ばとなっています。

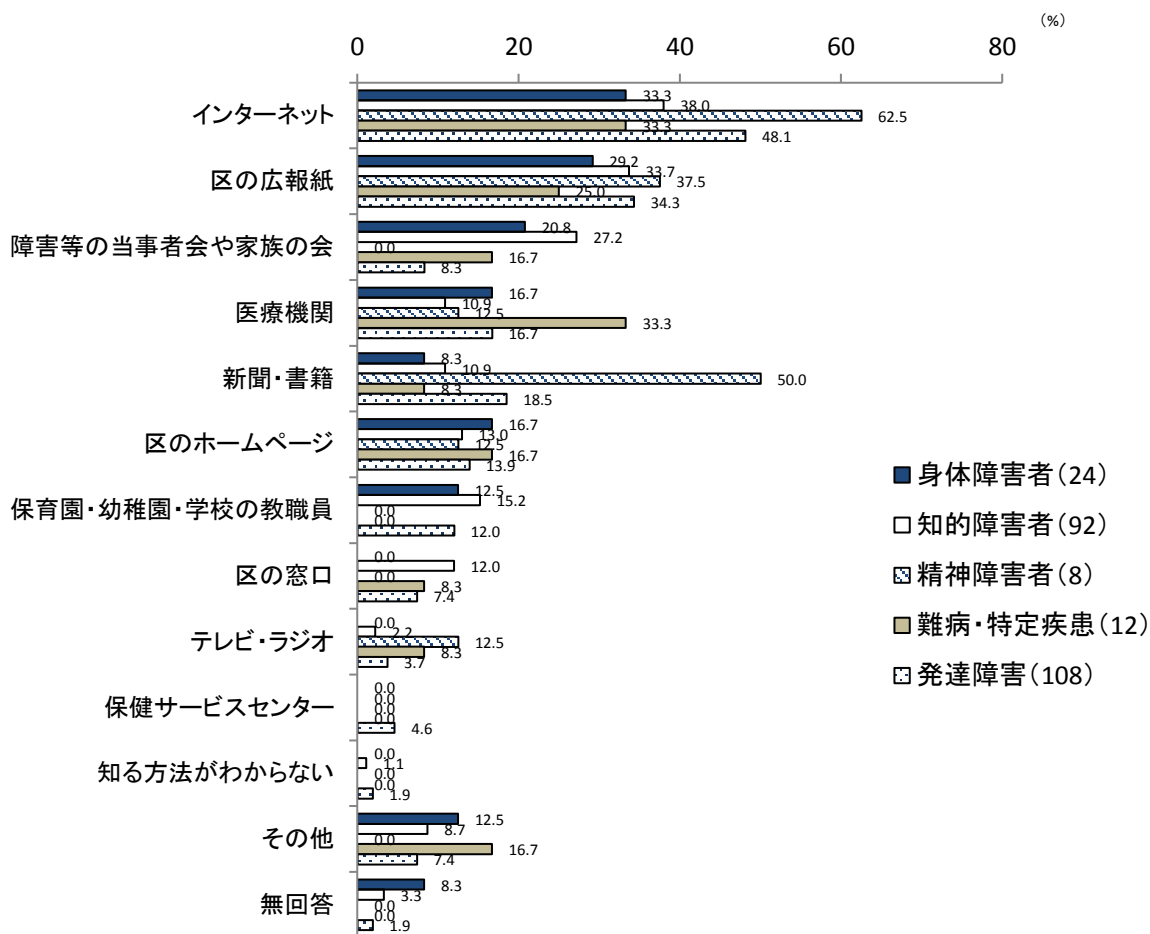
発達障害では、「友だちとの関係がうまくいかない」が47.2%で最も多く、次いで「将来に不安を感じている」36.1%、「緊急時の対応に不安がある」34.3%となっています。

(2-2) 困った時の相談相手 (問 20)



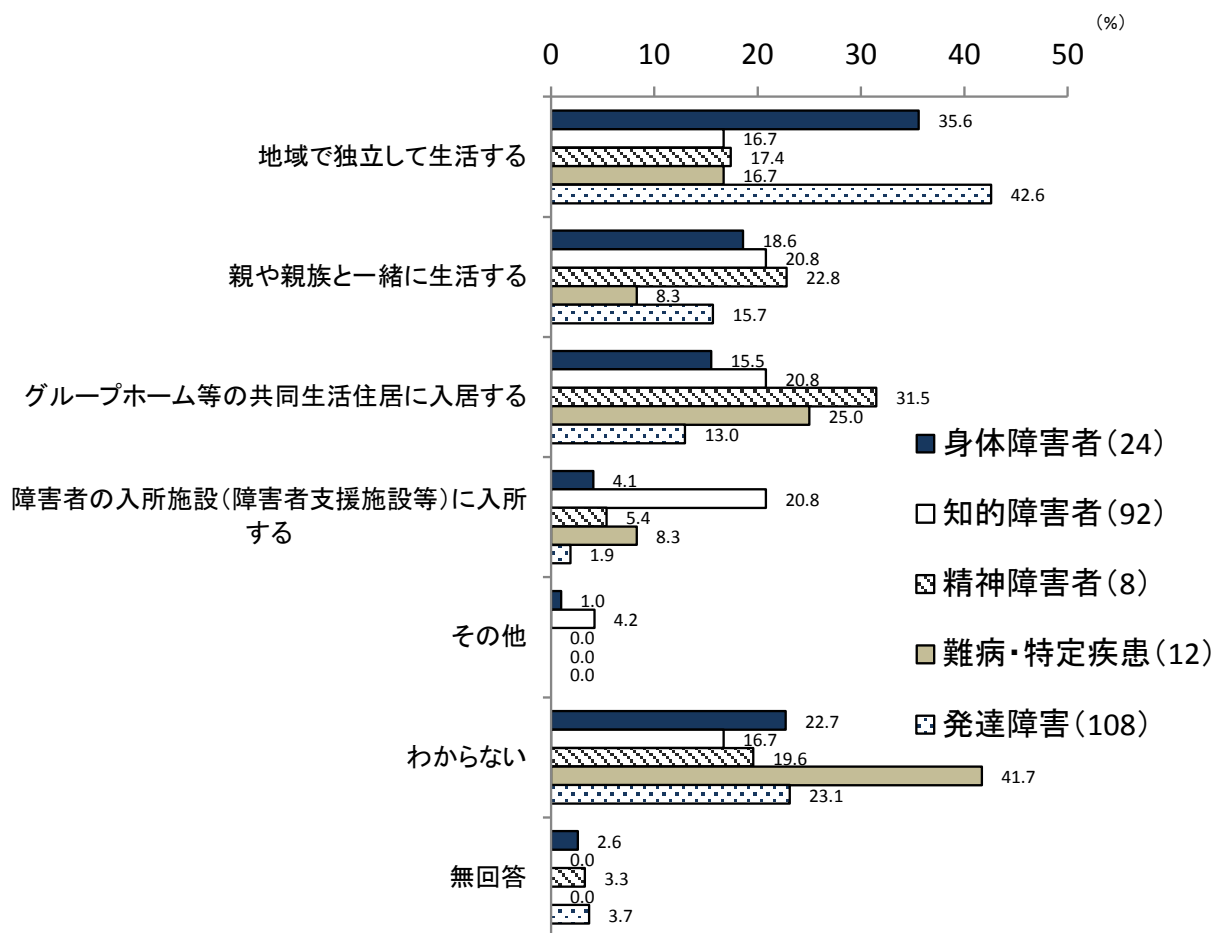
困った時の相談相手を見ると、身体障害者、知的障害者、発達障害いずれも「家族」が7割台後半を占めて最も多く、「学校の教職員」や「医療関係者 (医師・看護師・医療相談員)」がこれに次いでいます。

(2-3) 福祉に関する情報の入手先 (問 21)



福祉の情報の入手先をみると、身体障害者、知的障害者、発達障害いずれも「インターネット」、「区の広報紙」順で多く、身体障害者と知的障害者では「障害等の当事者会や家族の会」がこれに次いでいます。発達障害では、「障害等の当事者会や家族の会」8.3%よりも「新聞・書籍」18.5%や「医療機関」16.7%の方が多くなっています。

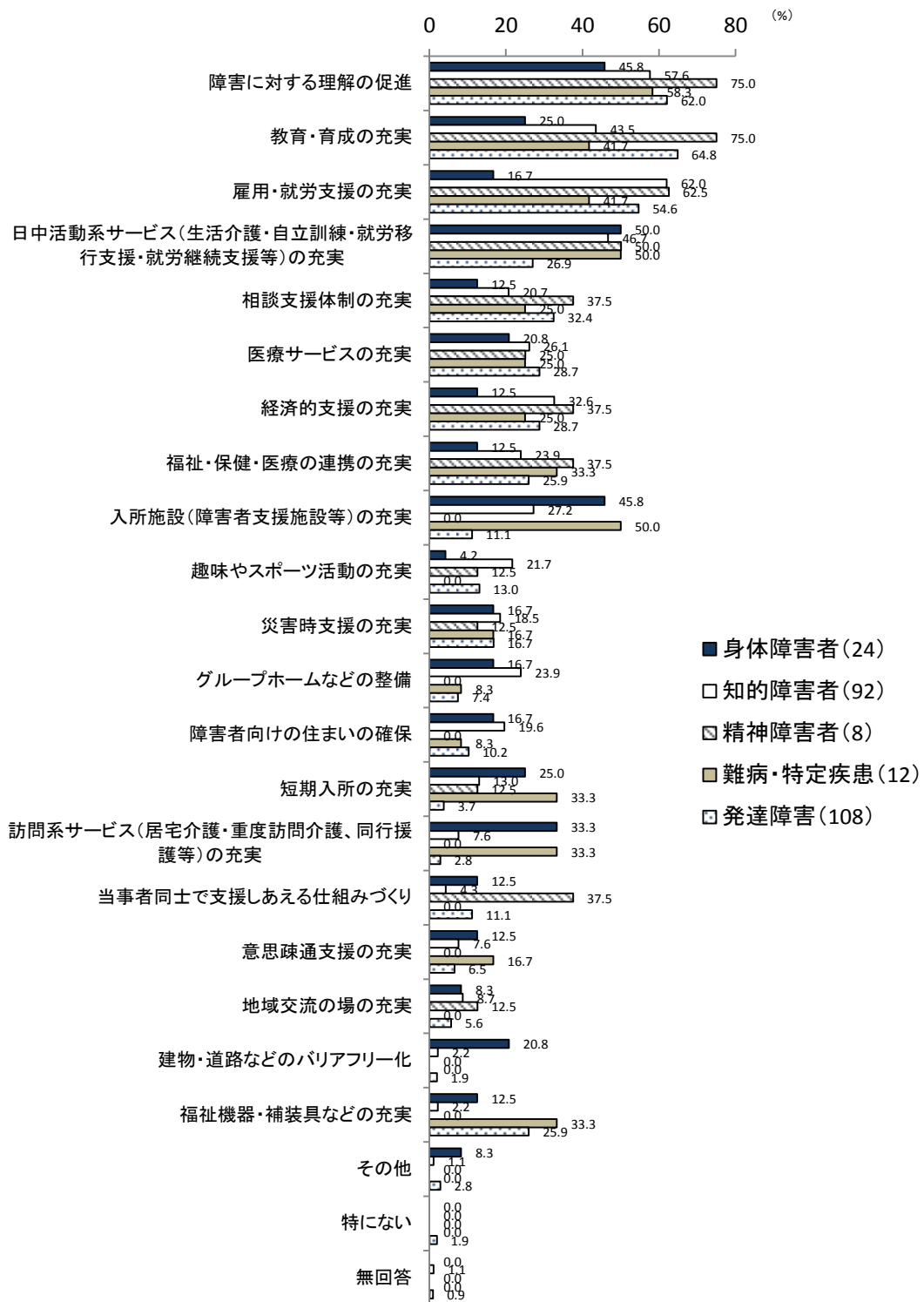
(2-4) 今後希望する生活 (問 22)



今後希望する生活についてみると、身体障害者と発達障害の「地域で独立して生活する」がそれぞれ35.6%、42.6%と多くなっています。

一方、知的障害者では、「地域で独立して生活する」16.7%よりも「親や親族と一緒に生活する」20.8%、「グループホーム等の共同生活住居に入居する」20.8%、「障害者の入所施設（障害者支援施設等）に入所する」20.8%の方が多くなっています。

(2-5) 地域で安心して暮らしていくために必要な施策（問 24）



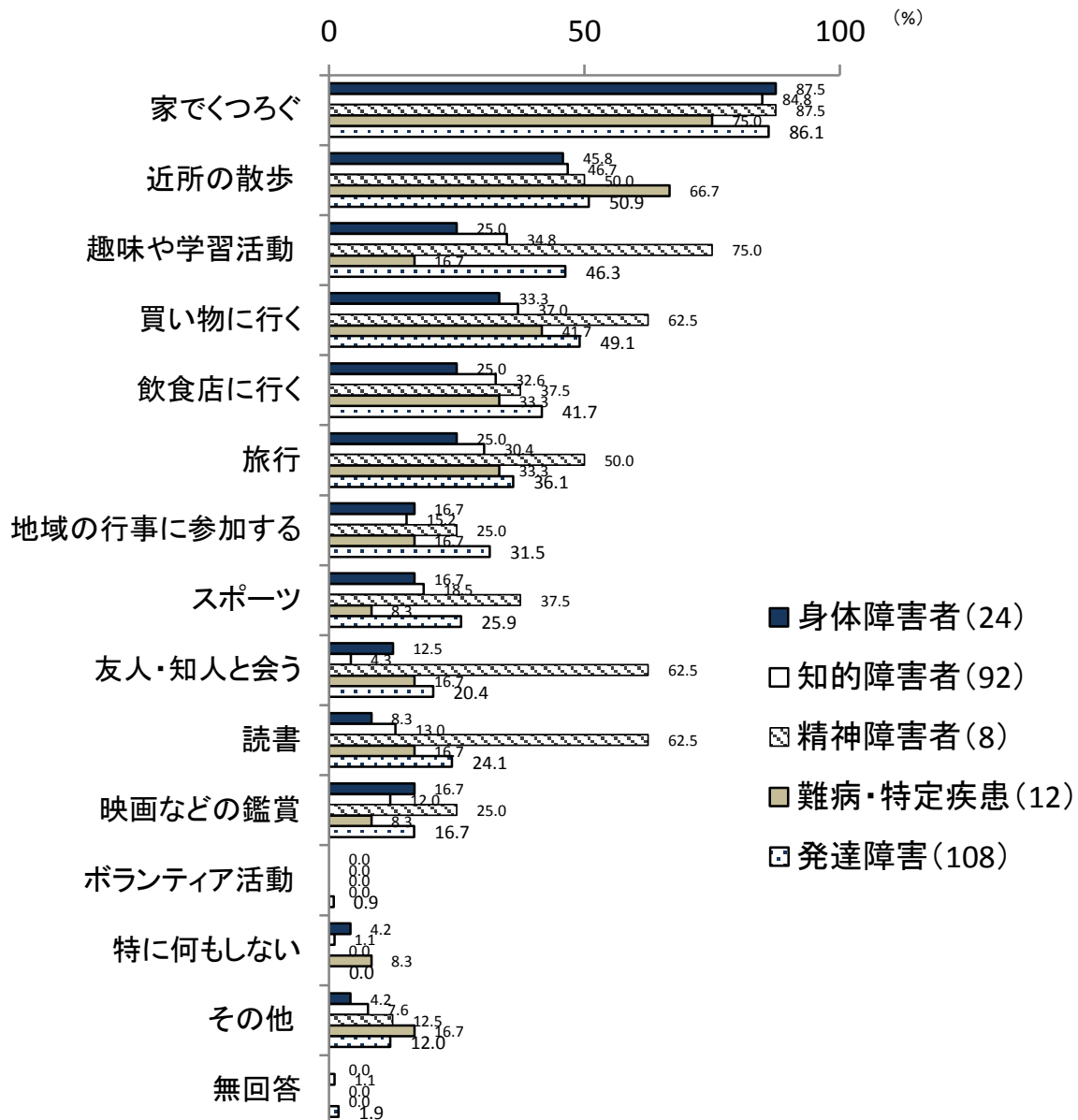
地域で安心して暮らすために必要な施策をみると、身体障害者では「日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）の充実」が50.0%と最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が45.8%、「入所施設（障害者支援施設等）」の充実が45.8%となっています。

一方、知的障害者では「雇用・就労支援の充実」が62.0%で最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が57.6%、「日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）の充実」が46.7%となっています。

発達障害では「教育・育成の充実」64.8%と「障害に対する理解の促進」62.0%が6割を超えています。

3. 教育・保育について

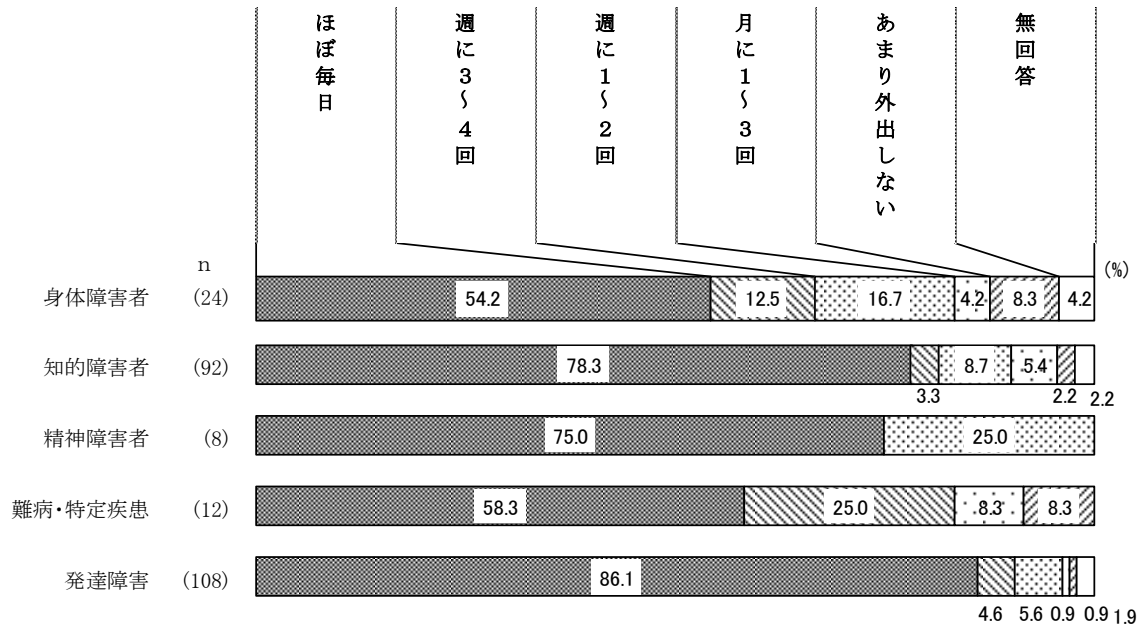
(3-1) 余暇の過ごし方 (問 38)



休日や余裕のある時の過ごし方をみると、身体障害者、知的障害者、発達障害のいずれも、「家でくつろぐ」が最も多く、次いで「近所の散歩」「買い物に行く」となっています。

4. 外出や住まいについて

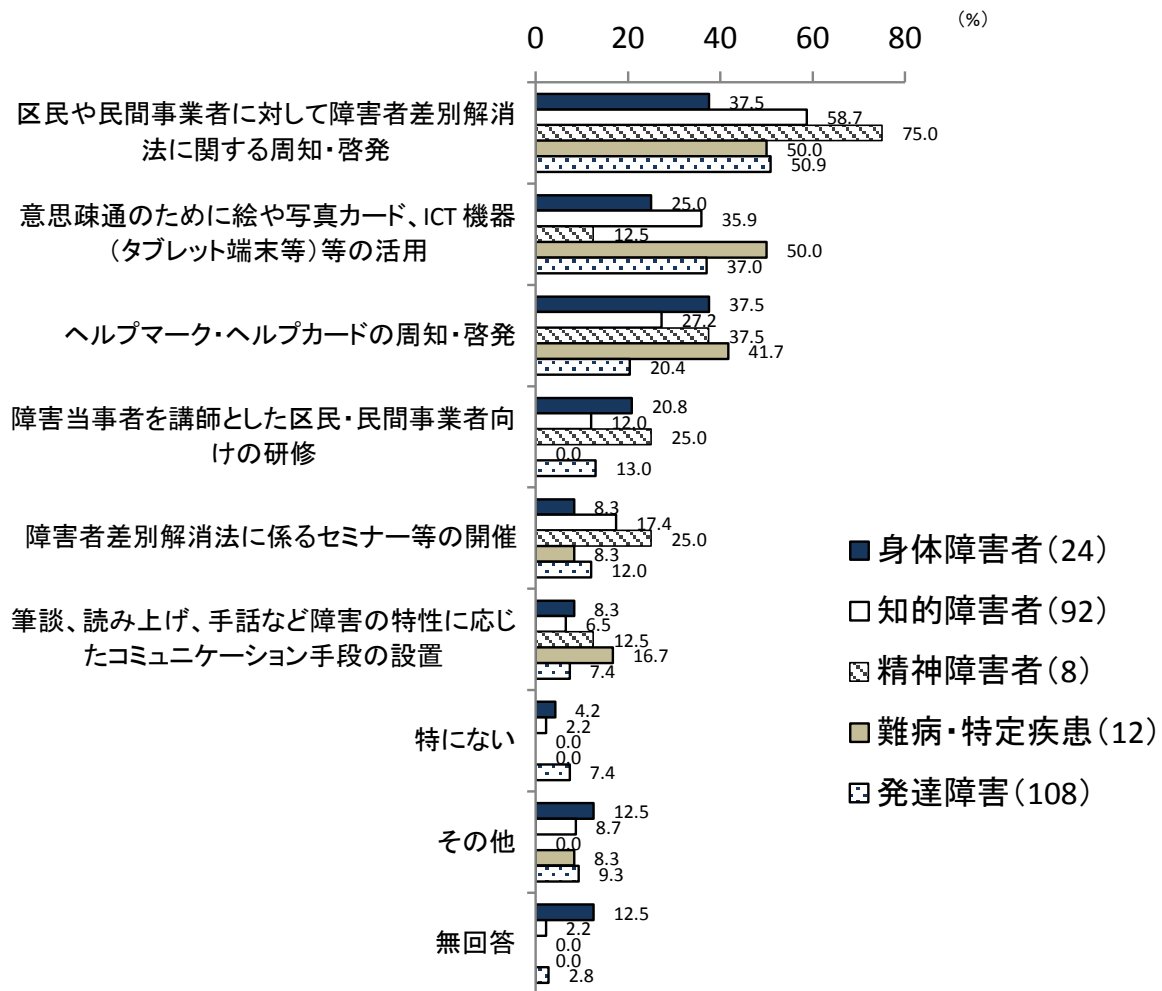
(4-1) 外出頻度 (問 39)



外出の頻度をみると、「ほぼ毎日」が知的障害者で78.3%、発達障害で86.1%を占めるのに対して、身体障害者では54.2%となっています。

5. 差別解消について

(5-1) 合理的配慮を進めていくために必要なこと（問 42）

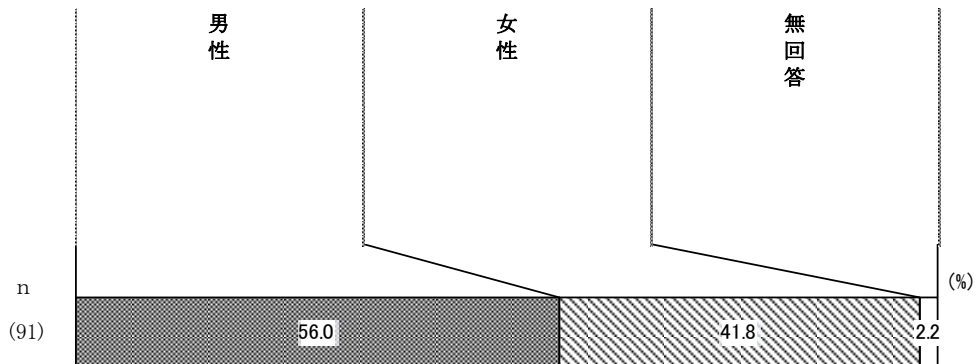


合理的配慮を進めていくために必要なことをみると、「区民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」が知的障害者で58.7%、発達障害で50.9%と多くなっています。

5. 施設入所の方を対象にした調査

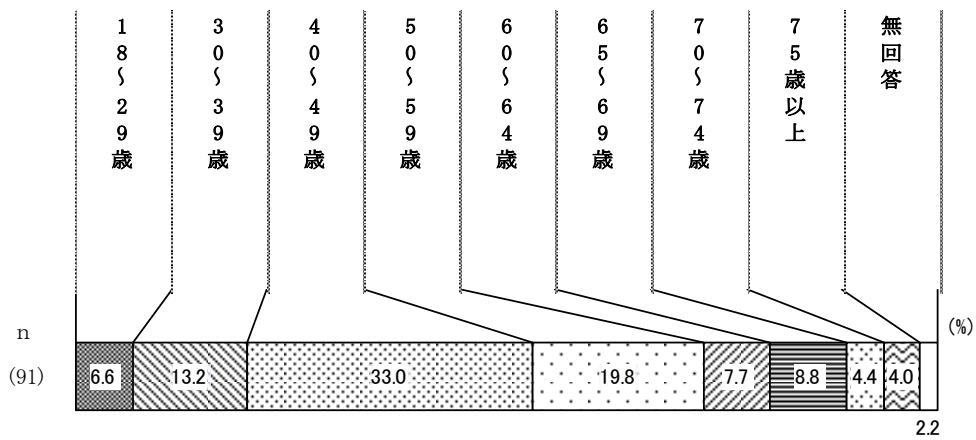
1. 対象者特性

(1-1) 性別 (問2)



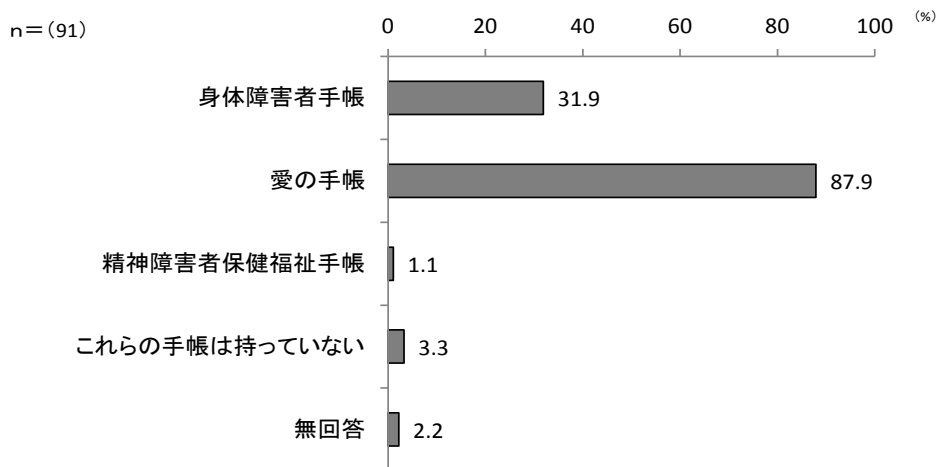
性別についてみると、「男性」が56.0%、「女性」が41.8%となっています。

(1-2) 年齢 (問3)



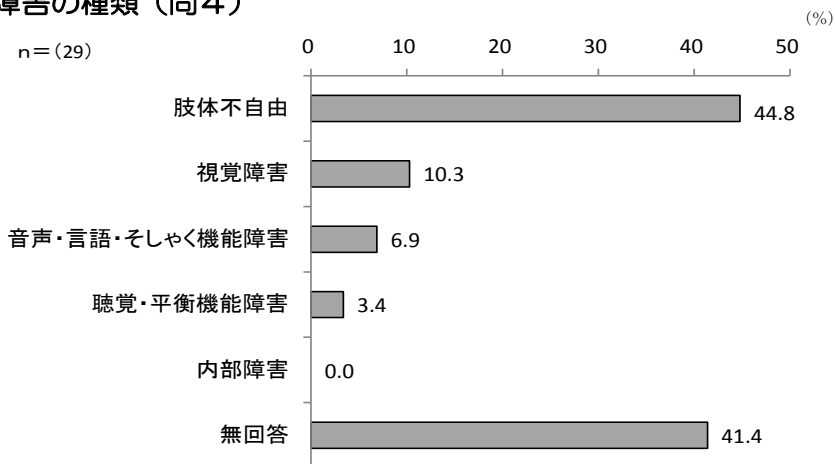
年齢についてみると、「40～49歳」が33.0%と最も多く、次いで「50～59歳」が19.8%、「30～39歳」が13.2%となっています。

(1-3) 手帳の所持状況 (問4)



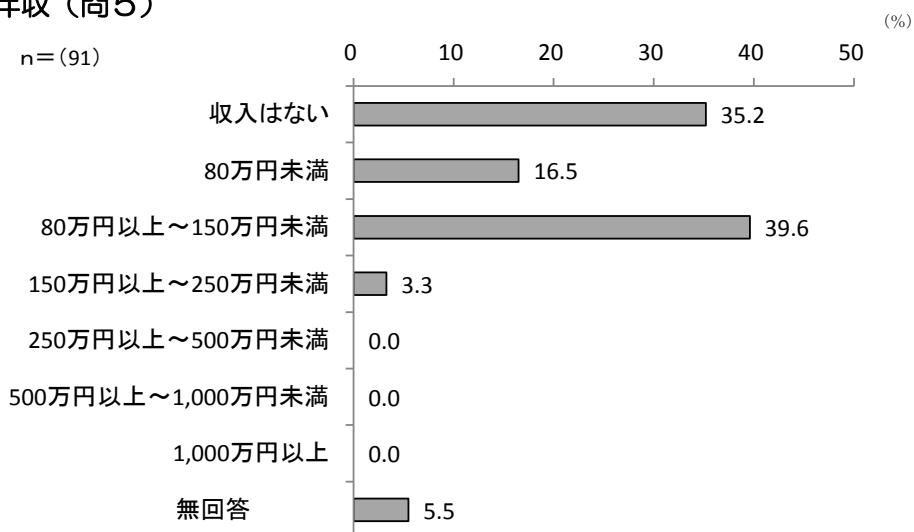
手帳の所持状況については、「愛の手帳」が 87.9%と最も多く、次いで「身体障害者手帳」が 31.9%となっています。

(1-4) 身体障害の種類 (問4)



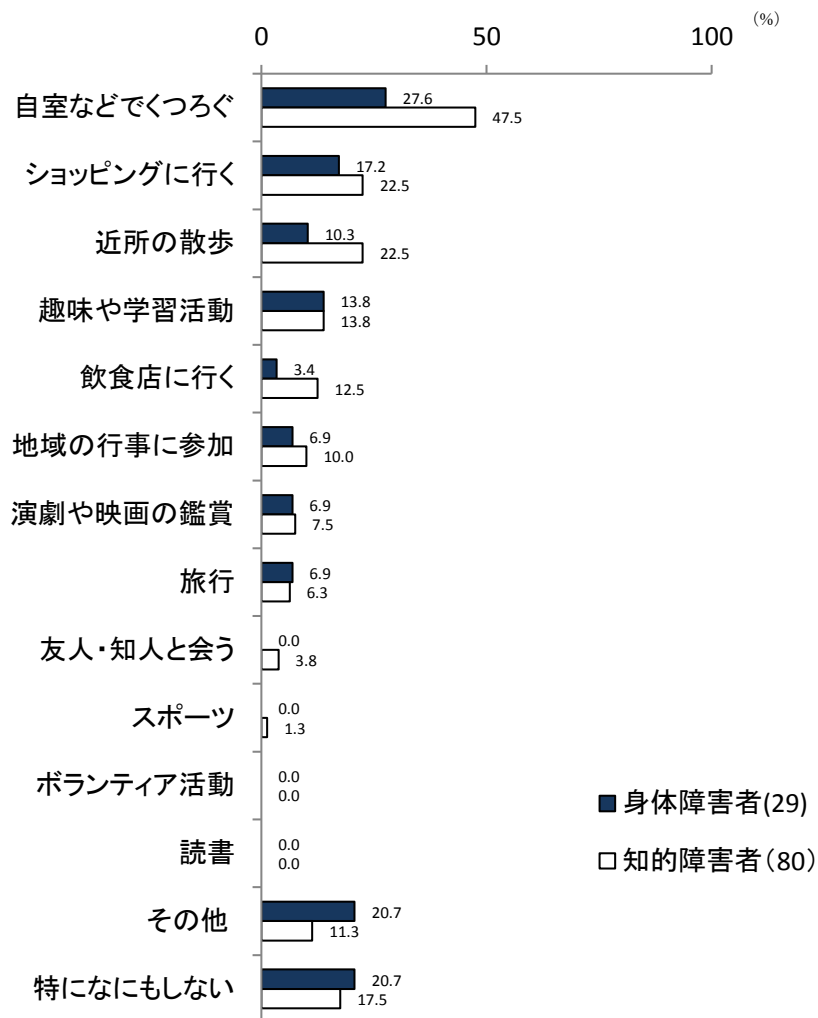
障害の部位については、「肢体不自由」44.8%と最も多く、次いで「視覚障害」が 10.3%となっています。

(1-5) 年収 (問5)



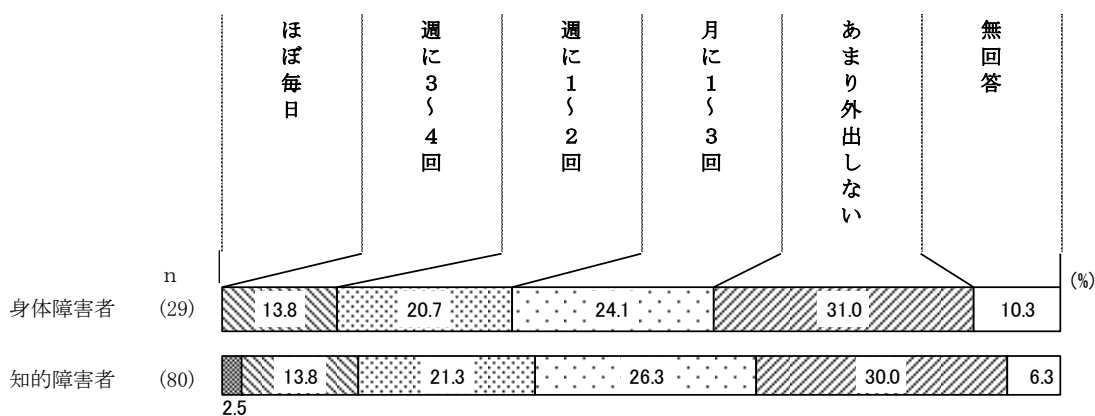
本人の年収についてみると、150万円未満が9割を超えています。

2. 施設での生活について (2-1) 余暇の過ごし方 (問 21)



休日や余裕のある時の過ごし方をみると、知的障害者では「自室などでくつろぐ」が47.5%と最も多くなっています。

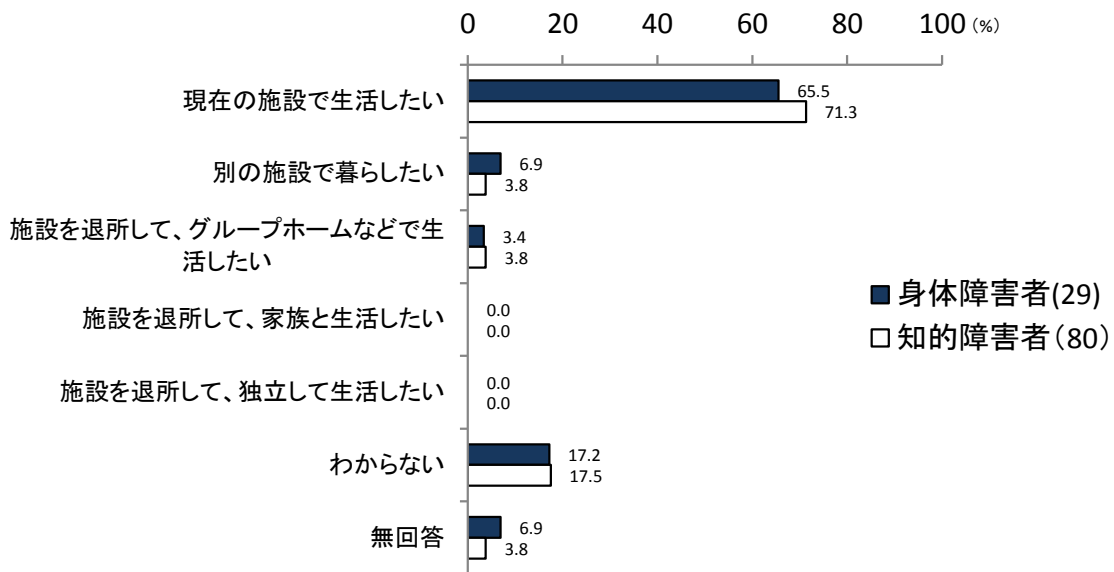
(2-2) 外出頻度 (問 22)



外出の頻度をみると、身体障害者、知的障害者ともに「あまり外出しない」が約3割で最も多くなっています。

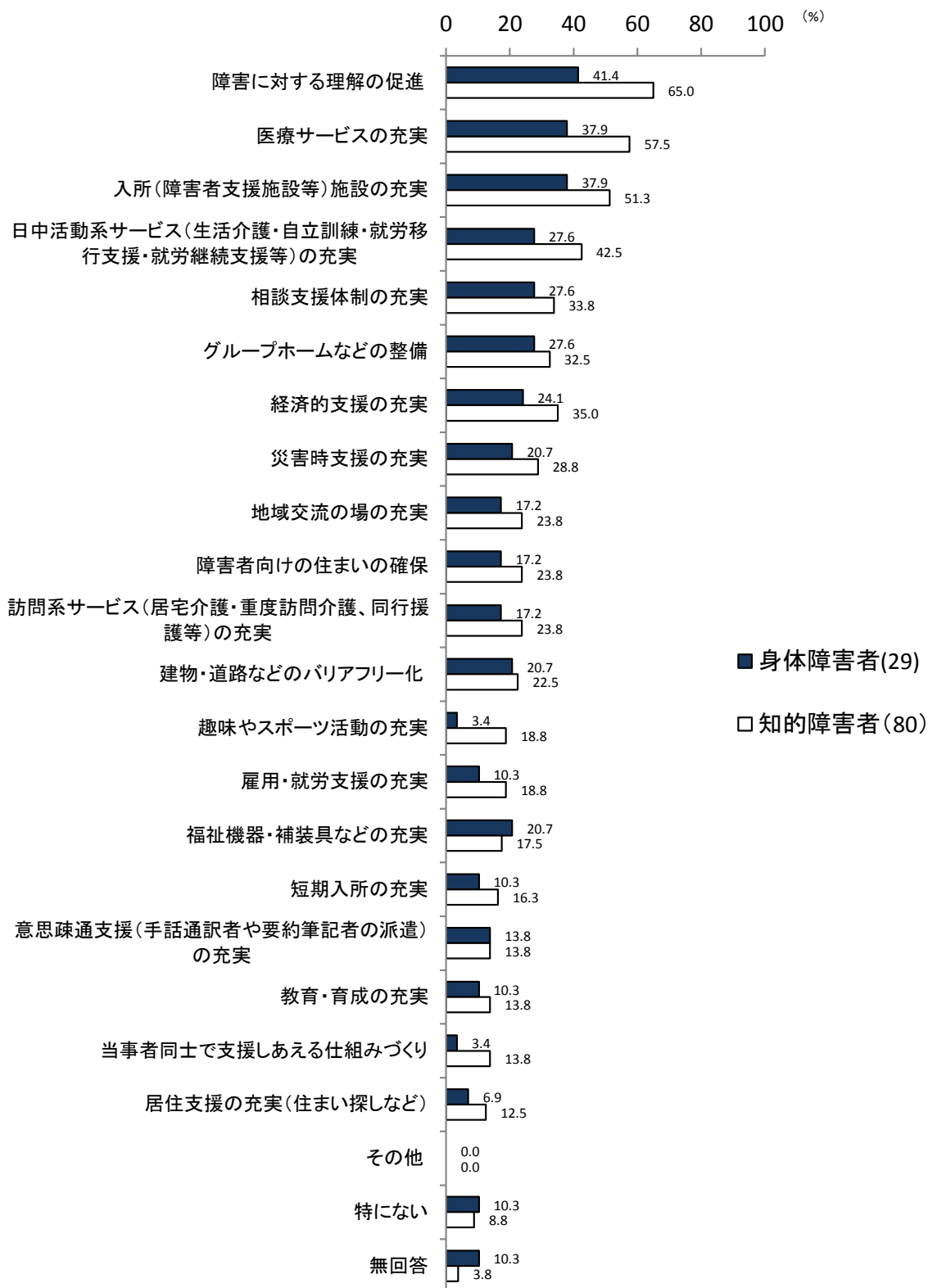
3. 今後の暮らし方について

(3-1) 今後希望する生活（問 23）



今後希望する生活についてみると、身体障害者、知的障害者ともに「現在の施設で生活したい」が7割前後を占めています。

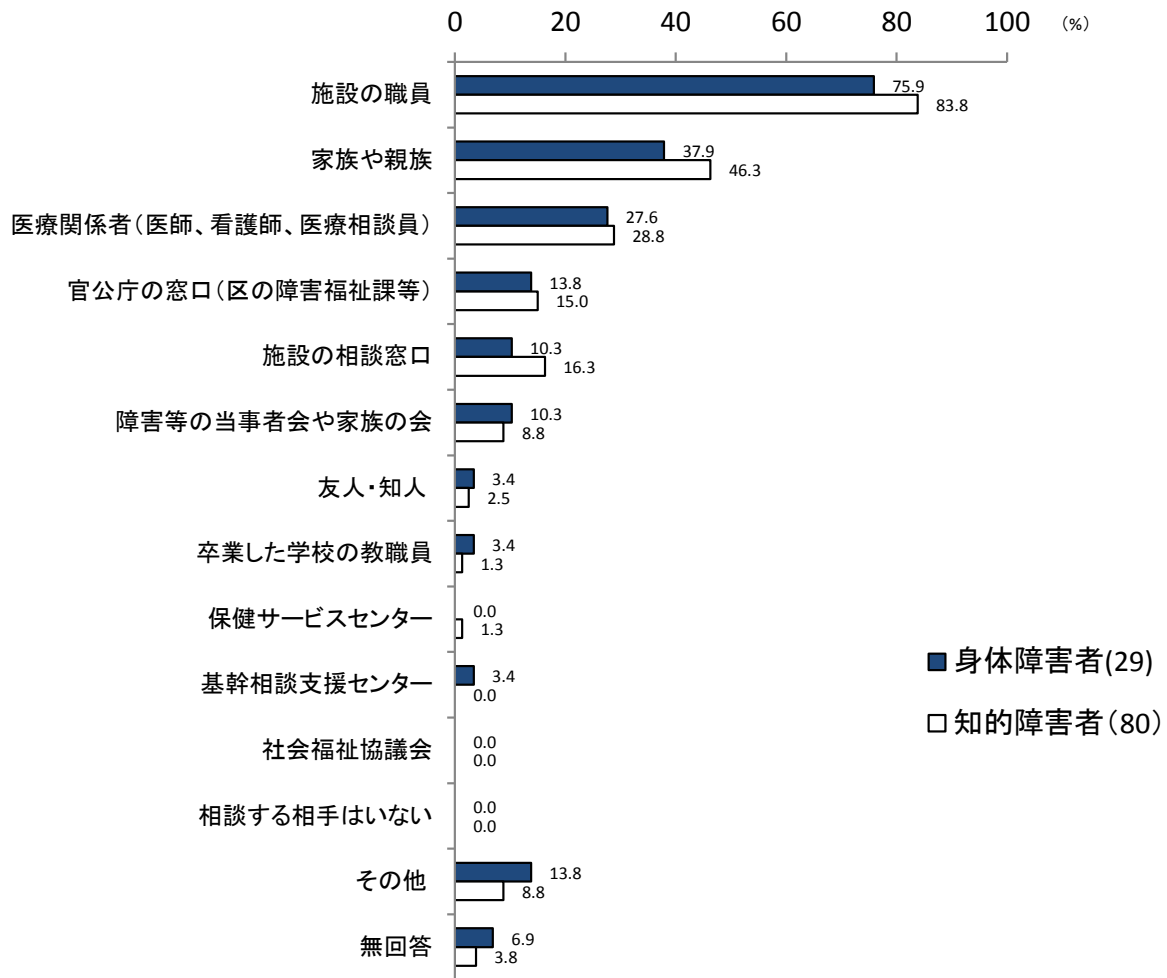
(3-2) 地域で安心して暮らしていくために必要な施策（問 29）



地域で安心して暮らすために必要な施策をみると、身体障害者、知的障害者ともに「障害に対する理解の促進」、「医療サービスの充実」、「入所（障害者支援施設等）施設の充実」が多くなっています。

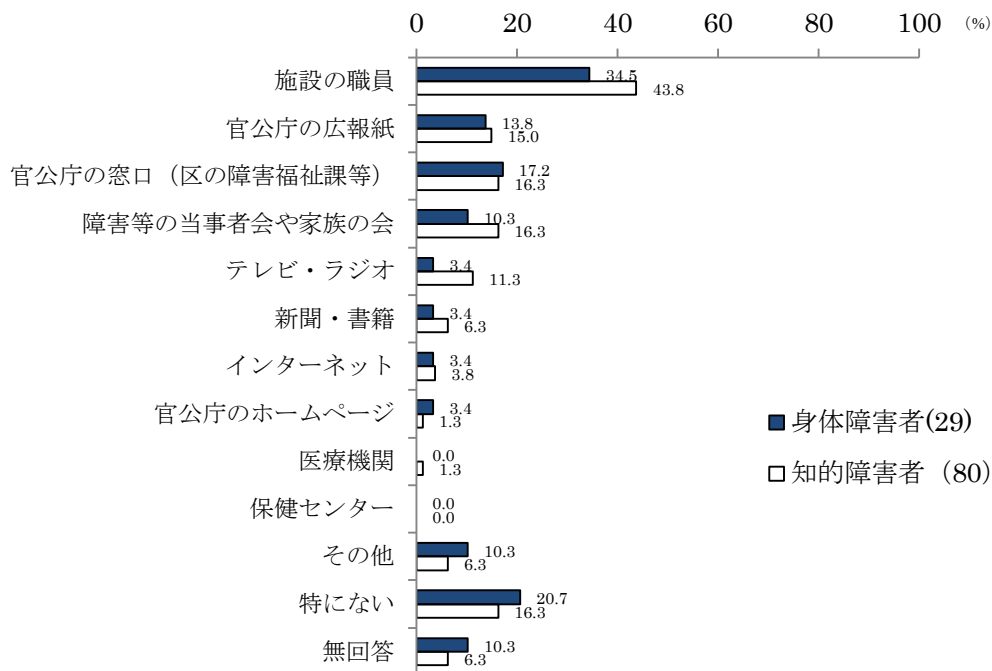
4. 相談や福祉の情報について

(4-1) 困った時の相談相手 (問 30)



困った時の相談相手を見ると、身体障害者、知的障害者ともに「施設の職員」が最も多く、次いで「家族や親族」、「医療関係者（医師・看護師・医療相談員）」の順となっています。

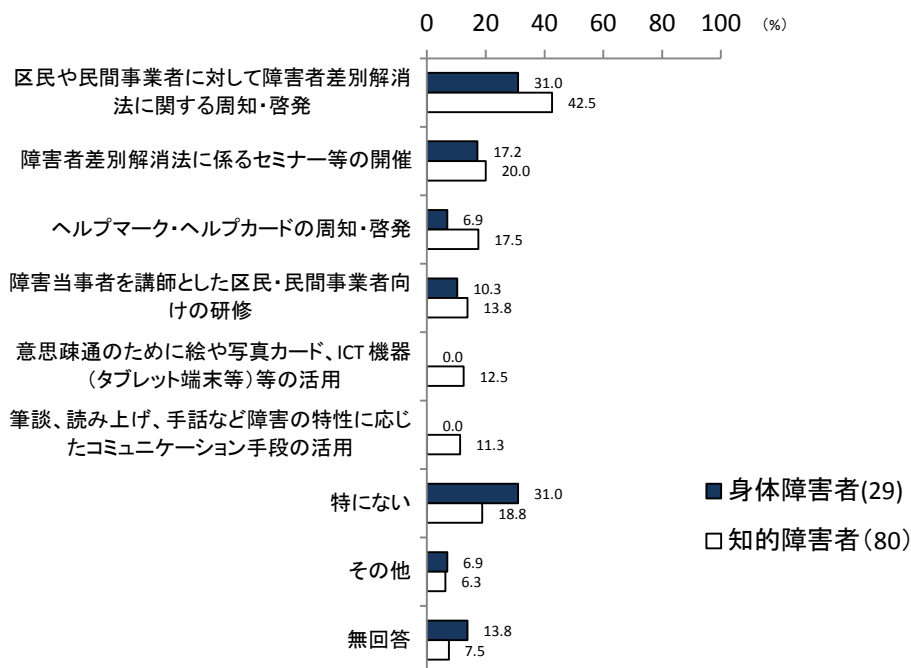
(4-2) 福祉に関する情報の入手先 (問 31)



福祉の情報の入手先をみると、身体障害者、知的障害者ともに「施設の職員」が最も多く、特に知的障害者では 43.8% を占めています。

5. 差別解消について

(5-1) 合理的配慮を進めていくために必要なこと (問 32)

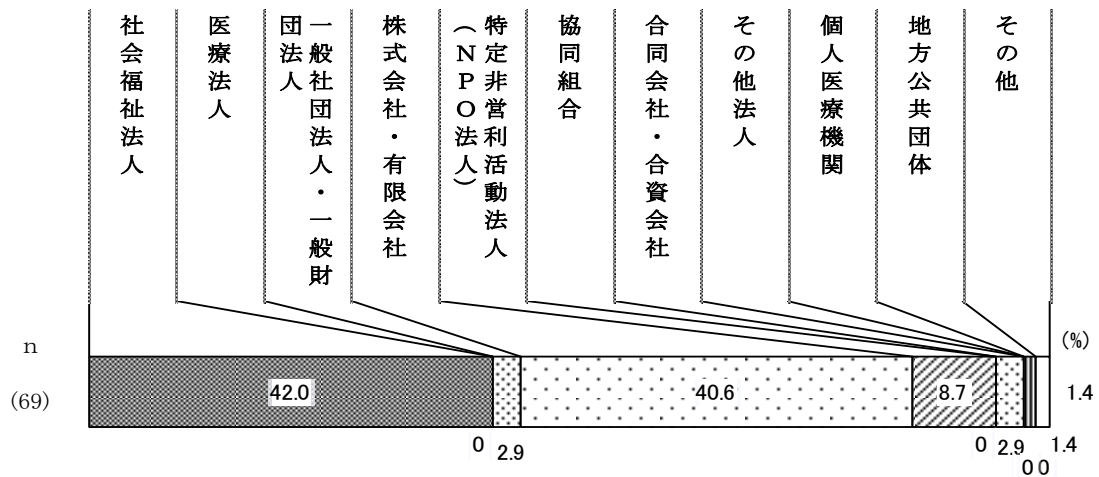


合理的配慮を進めていくために必要なことをみると、身体障害者、知的障害者ともに「区民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」が最も多く、特に知的障害者では 42.5% を占めています。

6. サービス事業所の方を対象にした調査

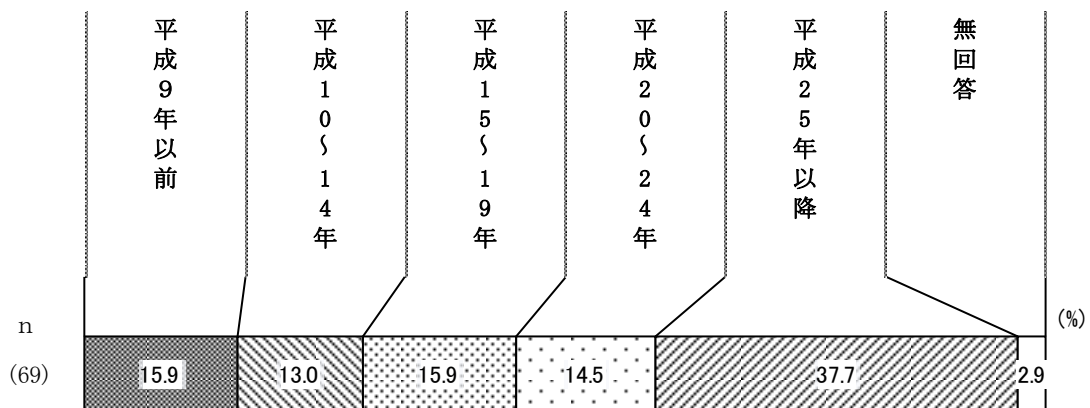
1. 事業運営について

(1-1) 経営主体 (問1)



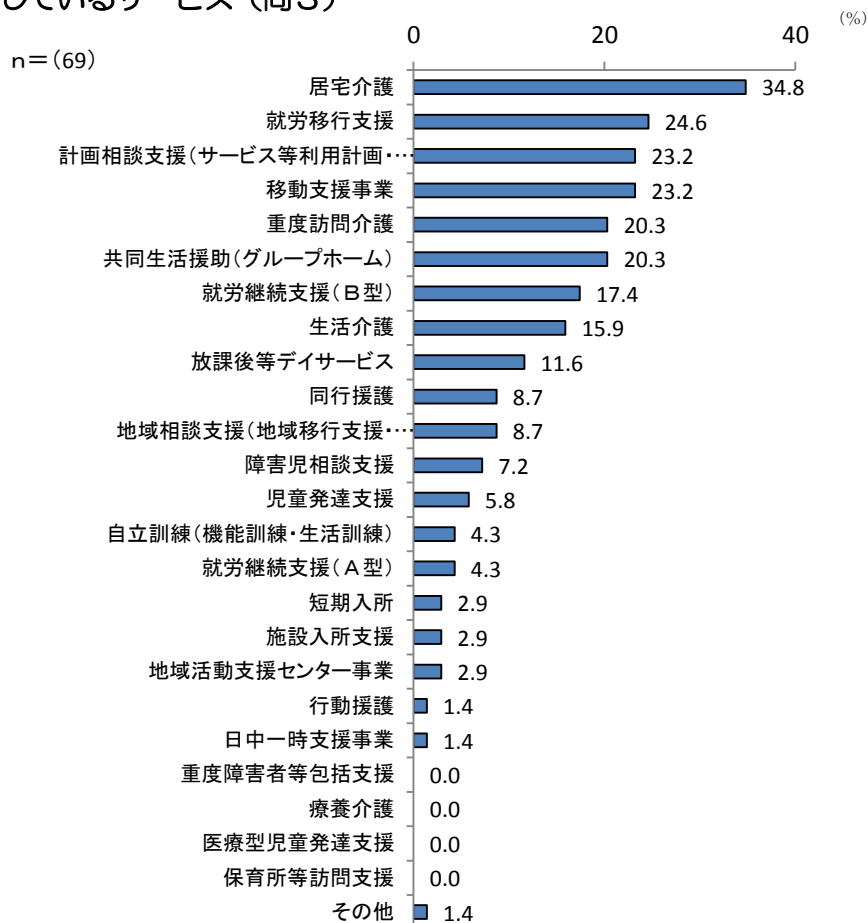
経営主体をみると、「社会福祉法人」が42.0%と最も多く、次いで「株式会社・有限会社」が40.6%となっています。

(1-2) 開業年 (問2)



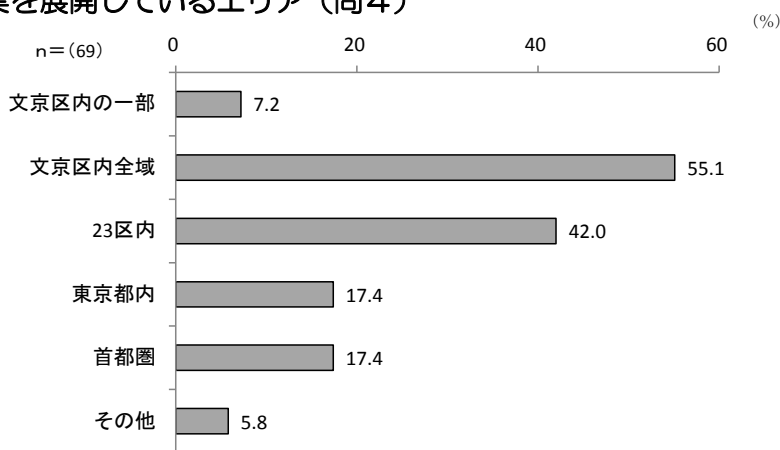
開業年をみると、「平成25年以降」の開業が37.7%と、4割近くとなっています。

(1-3) 提供しているサービス（問3）



提供しているサービスをみると、「居宅介護」が34.8%で最も多く、次いで「就労移行支援」の24.6%、「計画相談支援（サービス等利用計画・モニタリング）」と「移動支援事業」の23.2%となっています。

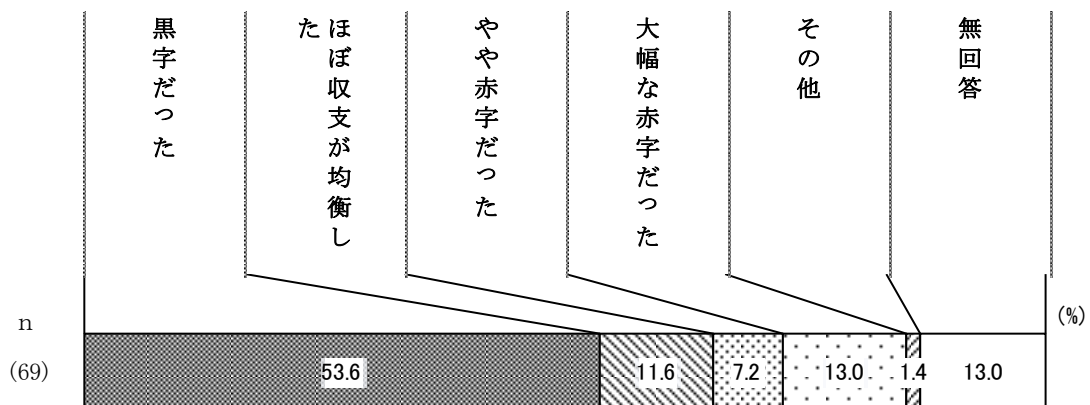
(1-4) 事業を展開しているエリア（問4）



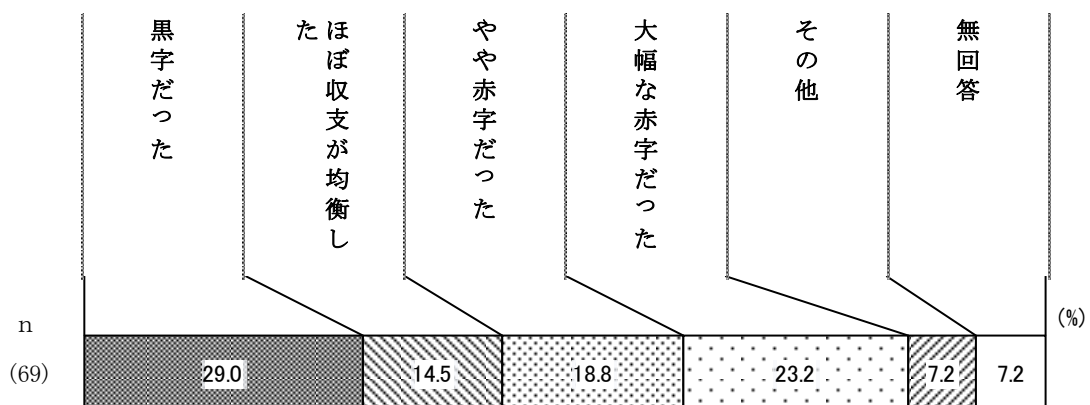
事業を展開しているエリアをみると、「文京区内全域」が55.1%で最も多く、次いで「23区内」の42.0%となっています。

(1-5) 収支状況 (問6)

【運営法人】

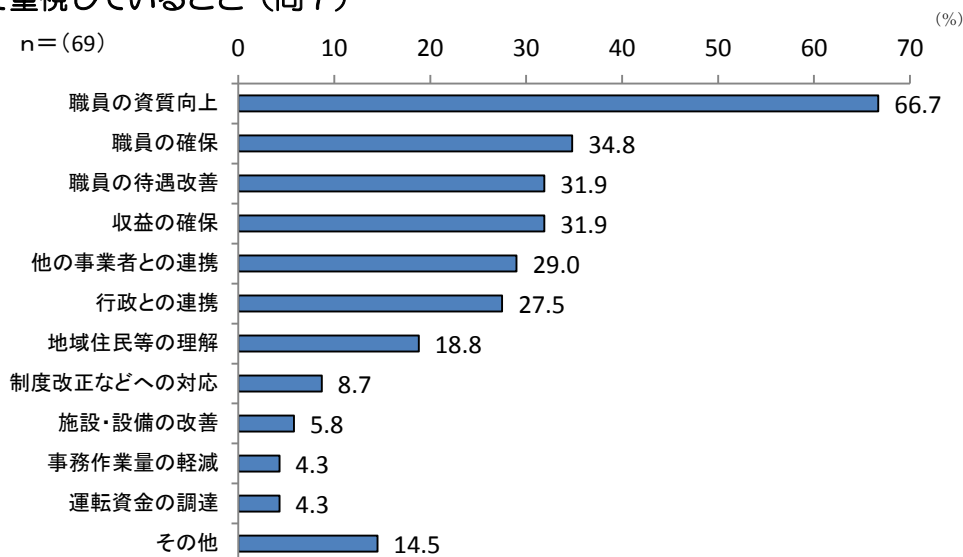


【障害福祉サービス等事業所】



収支状況を見ると、運営法人では「黒字だった」が53.6%と半数以上ですが、障害福祉サービス等事業所としては、赤字が黒字を上回っています。

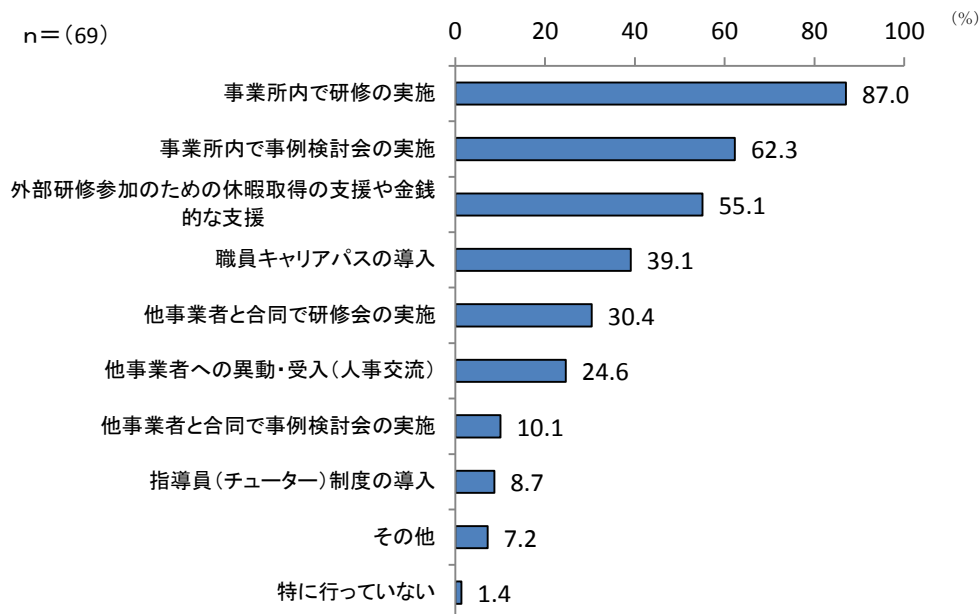
(1-5) 経営で重視していること (問7)



経営で重視していることをみると、「職員の資質向上」が66.7%で最も多く、次いで「職員の確保」が34.8%となっています。

2. 職員について

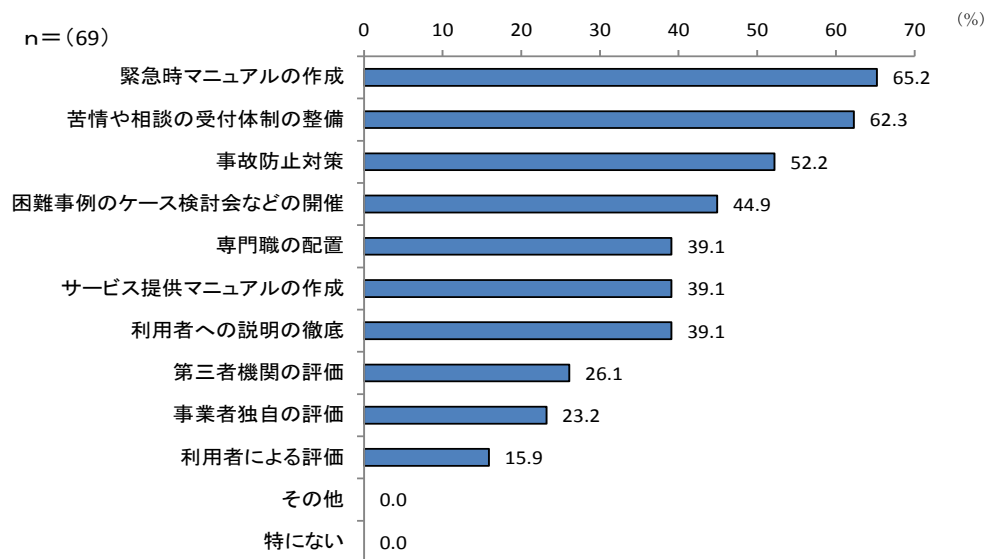
(2-1) 人材育成のための取り組み (問13)



人材育成のための取り組みは、「事業所内での研修の実施」が87.0%と9割近く、以下の「事業所内で事例検討会の実施」が62.3%、「外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援」が55.1%となっています。

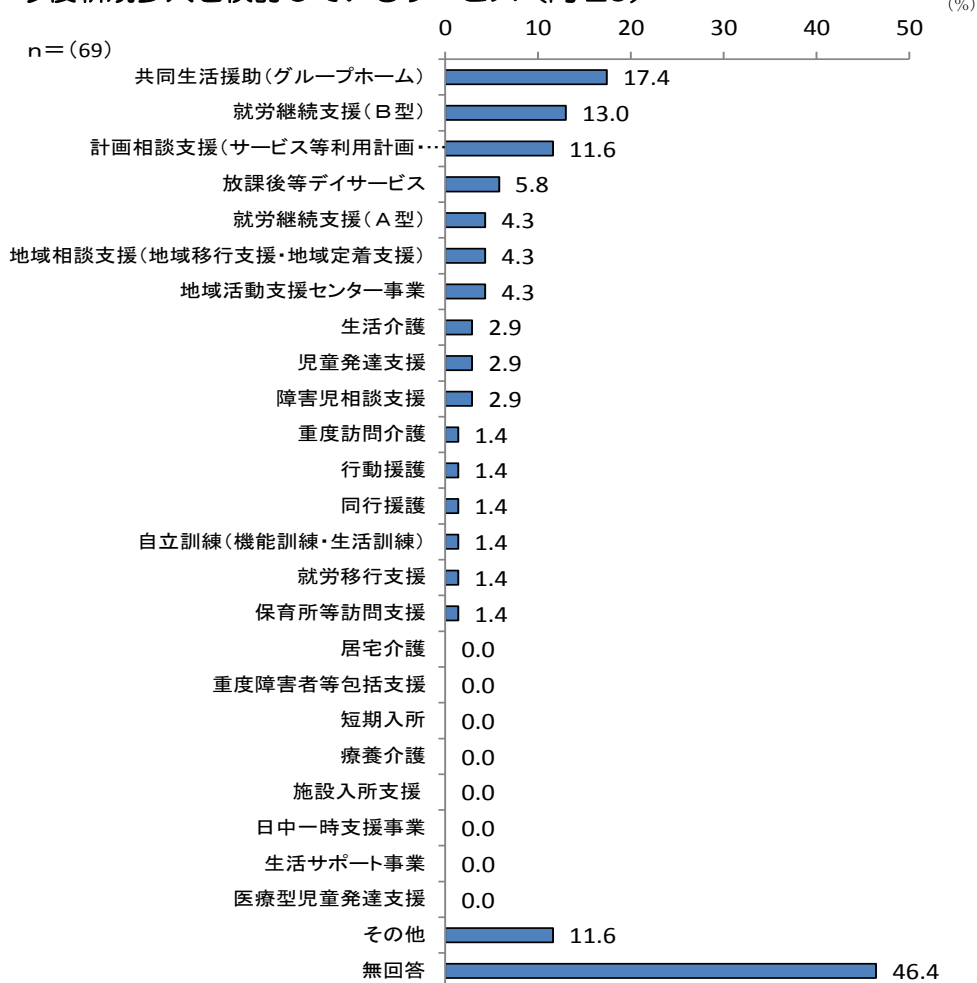
3. サービス提供について

(3-1) サービス向上のための取り組み（問 18）



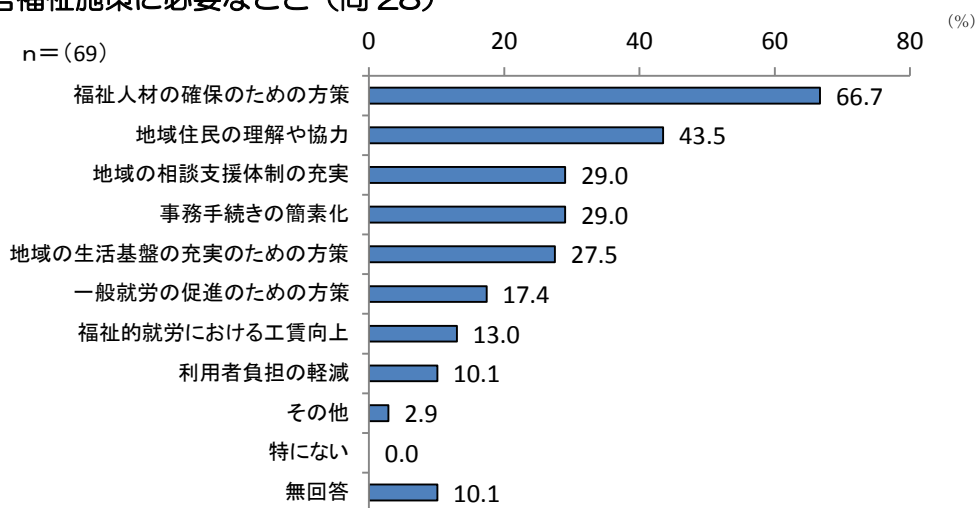
サービス向上のための取り組みをみると、「緊急時マニュアルの作成」が65.2%と最も多く、以下、「苦情や相談の受付体制の整備」が62.3%、「事故防止対策」が52.2%となっています。

(3-2) 今後新規参入を検討しているサービス（問 20）



今後新規参入を検討しているサービスをみると、何らかの回答があったのは全体の53.6%で、「共同生活援助(グループホーム)」が17.4%と最も多くなっています。

(3-3) 障害福祉施策に必要なこと (問 28)



障害福祉施策に必要なことをみると、「福祉人材の確保のための方策」が66.7%で最も多く、「地域住民の理解や協力」が43.5%で続いています。

7. 質的調査(インタビュー調査)

1 質的調査の概要

知的障害者を対象とした量的調査（アンケート調査）では、保護者等が本人の思いを汲んで回答するケースが多いことから、量的調査（アンケート調査）に加え、本人に直接質問するインタビュー調査を実施しました。

調査実施者は、東洋大学社会学部社会福祉学科の4年生で、社会福祉士を目指す障害者福祉に関心のある学生が、同学科の高山教授・志村教授の指導のもと担当しました。

2 調査対象

●区内施設を利用する18歳以上の愛の手帳所持者 82名

(利用施設の職員により抽出された、言語でのコミュニケーションが可能な方)
年代の分布については以下の通りです。

	年代								計
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	
男	3	12	9	5	5	2	1	6	43
女	2	9	2	9	4	5	1	7	39
計	5	21	11	14	9	7	2	13	82

●対象施設 10 か所

	施設名	サービス種別		施設名	サービス種類
1	大塚福祉作業所	就労移行支援、就労継続支援B型	6	は〜と・ピア	生活介護
2	小石川福祉作業所	就労移行支援、就労継続支援B型	7	ワークショップやまどり	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型
3	若駒の里	生活介護	8	こぼん	就労継続支援A型、就労継続支援B型
4	だんござかハウス	生活介護	9	ドリームハウスⅢ・Ⅳ	知的障害者グループホーム
5	工房わかざり	就労継続支援B型	10	エルムンド小石川	知的障害者グループホーム

3 調査方法

面接法（グループ・インタビュー）

4 調査内容

日中及び施設での楽しみ、余暇の過ごし方、相談相手、区サービスの利用状況、今後の希望等

5 インタビュー調査により得られた知的障害当事者の主な回答

(1) 楽しみ、余暇等

楽しみや余暇等に関するインタビューでは、「塗り絵をする」、「テレビを見る」、「DVD鑑賞をする」、「漫画を読む」、「音楽を聴く」といった室内で行うものと、「散歩をする」、「野球観戦をする」、「買い物をする」といった屋外で行うものについての回答が得られました。

また、利用施設が企画する郊外宿泊、納涼祭や運動会といった「イベントが楽しい」という回答を多く得ました。このほか、施設での日中活動に対する回答もあり、具体的には「友人と過ごすことが楽しい」、「みんなとおしゃべりすることが楽しい」、「日中作業が楽しい」というものでした。

(2) 相談

相談についてのインタビュー結果は、『不安・困りごとについて』と『相談相手について』の2つの項目に整理できました。

『不安・困りごと』の内容は、金銭面や人間関係についてでした。『相談相手』は「施設職員」、「先生」、「友人」、「家族（とりわけ母親が多い）」であり、身近な相談相手から専門職までが相談相手となっています。また、「困っていることは特にはない」、「相談をしていない」という回答は、生活介護の利用者に多くみられました。

(3) 区のサービス

区のサービスの利用状況については、移動支援や地域循環バスなどを利用しているといったものや、余暇活動で区の施設を利用しているという回答のほか、「(サービス利用手続きは自分以外が行っているため)わからない」、「サービスを利用していない」という回答が得られました。サービスの認識度が利用者の施設種別によって異なっていることが分かりました。

(4) 希望等

希望等についてのインタビューでは、『仕事』と『暮らし』の2つに大別できました。

『仕事』については、「今の仕事を続けていきたい」、「もっとお金を稼ぎたい」、「他の仕事をしたい」という異なる回答が得られました。また、『暮らし』については「今の生活を続けていきたい」、「グループホームに入りたい」、「結婚をしたい」という回答が得られ、希望等に対する個別性がうかがわれました。

◆注釈：本文中の「 」は、インタビューから得られた知的障害者本人の回答です。

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 16 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

室長 高鹿 秀明 (内線 3005)

室長補佐 小林 靖 (内線 3041)

(代表) 03 (5253) 1111

(直通) 03 (3595) 2500

平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）に基づく各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,450 件 (4,458 件)	2,160 件 (1,746 件)	848 件 (664 件)	虐待判断 件数	507 件 (299 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,593 件 (1,666 件)	339 件 (311 件)	/	虐待判断 件数	被虐待者数
被虐待者数	1,615 人 (1,695 人)	569 人 (525 人)			

(注1) 上記は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成 28 年 7 月 27 日労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

【参考資料】

- 1 平成 27 年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 2 平成 27 年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 3 平成 27 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書
- 4 障害者虐待防止法の概要

【主なポイント】

<養護者による障害者虐待>

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 26 年度とほぼ同じ(4,458 件→4,450 件)。判断件数については 4%減少(1,666 件→1,593 件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、平成 26 年度とほぼ同じ。
(平成 26 年度：37%(1,666/4,458)、平成 27 年度：36%(1,593/4,450))
- 相談・通報者の種別では、警察が 22%(965 件)、本人による届出が 21%(948 件)、施設・事業所の職員が 18%(784 件)、相談支援専門員が 15%(654 件)が上位を占める。なお、平成 27 年度調査から施設・事業所職員と相談支援専門員の選択肢を分けたため、警察の割合が最も多くなった。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 62%と最も多く、次いで心理的虐待が 32%、経済的虐待が 26%、放棄・放置が 16%、性的虐待が 4%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 50%と最も多く、次いで精神障害が 33%、身体障害が 25%の順。
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、659 人で全体の 41%を占め、その割合は、平成 26 年度とほぼ同じ。
- 虐待による死亡事例は、3 人。(平成 26 年度も 3 人)

<障害福祉施設従事者等による障害者虐待>

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 26 年度から 24%増加(1,746 件→2,160 件)。判断件数については 9%増加(311 件→339 件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、平成 26 年度とほぼ同じ。
(平成 26 年度：18%(311/1,746)、平成 27 年度：16%(339/2,160))
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が 23%と最も多い。平成 26 年度と比べ、相談支援専門員、他の施設・事業所職員、当該施設・事業所職員、当該施設・事業所設置者・管理者からの相談・通報件数が増加している(平成 26 年度：592 件、平成 27 年度：734 件)。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 58%と最も多く、次いで心理的虐待が 41%、性的虐待が 14%、経済的虐待が 8%、放棄、放置が 5%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 83%と最も多く、次いで身体障害が 17%、精神障害が 9%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が 45%、管理者が 11%、世話人が 8%、指導員が 7%、その他従事者が 6%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 249 件であり、平成 26 年度(235 件)と比べ 6%増加している。
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 26 年度もなし)

<使用者による障害者虐待>

- 市区町村及び都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は 28%増(平成 26 年度：664 件、平成 27 年度：848 件)。

文京区障害者地域自立支援協議会 第1回権利擁護専門部会報告

(日時：7月11日(月)午後6時30分～ 場所：文京シビックセンター3階C会議室)

(1) 権利擁護専門部会下命事項の確認

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

→成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

(2) 障害者権利条約について

高山委員より条約概要説明

○2014年に条約に批准しており、条約はその国の法律よりも優位である。条約の批准を受けて策定された法制度を形骸化させないように枠組みを理解して欲しい。

○障害者当事者が施設生活を余儀なくされてきた社会的背景について、例えばハンセン病で療養所に隔離されていた人達に対して国家賠償の動きもある。我々支援者が加害者になってしまうこともあり、そのような歴史についても理解する必要がある。

○障害者本人に考える時間を与えられるような支援が望ましい。本人に寄り添って、色々な思いや行動を引き出してくれるような支援があってもよいのではないか。

○支援者や当事者ではない方々をどのように巻き込んでいくのかが行政の役割と考える。形骸化しないように職員全体で研修し考えていかなければならない。

(3) 障害者の権利に関する事項についての意見交換

(障害者権利条約、意思決定支援、成年後見制度、障害者差別解消法など)

○放火や万引き等を行った触法障害者や性風俗産業に従事する障害者など、共感を得られにくい方々についての支援が必要となっている。

○後見制度利用者の支援については、後見人が単なるお財布としての財産管理の役割だけではなく、ご本人が好きなことを大切に、寄り添って支援していくべきである。

○ご本人の意思決定支援について、デメリットとメリットを説明し、本人と共に決めていくようにしているが、正直、やり切れていない部分もあると感じている。

○後見制度の支援をする際に、アセスメントが支援する側本位の内容になっていないか。ご本人の目標やエンパワメントを意識して支援していきたい。

○施設に入居されていた方に癌が発見された。手術について医療ソーシャルワーカーが丁寧に説明したが、ご本人の意見は日によって変わる。本人が決めることを支援していく難しさを強く感じた。

(4) 次回以降の権利擁護部会についての意見交換

○「意思決定支援について」、その中には後見制度を含む部分もある。

○「意思決定支援について」に決め、区の制度を当てはめて課題を検討してはどうか。

○参加されている方々の意思決定支援についての理解が異なるので、具体的に我々のサービスの点検もふくめて、どのような方向性で行うのかを検討する必要がある。

○2回目は「意思決定支援とは何か」、各関連法や制度などの背景や、厚生労働省や国全体の流れがどのようになっているか、をテーマに実施予定とする。

次回 平成28年9月28日(水) 18時30分より開催予定

文京区障害者地域自立支援協議会 第2回権利擁護専門部会報告

(日時：9月28日(水)午後6時30分～ 場所：文京シビックセンター3階会議室)

(1) 前回会議の振り返り、成年後見制度・意思決定支援について(高山会長より)

(2) 事例発表1 就労支援に関わる意思決定支援について

- 就労支援の場での意思決定支援の難しさを感じている。会社で働くことは自分のしたいことと現実に折り合いをつける必要があるが、どう支援するか悩ましい。
- 就職や結婚など重大な選択は誰でも決断するのは難しい。でも身近なことを意思決定するプロセスを積み重ねると、自己決定ができるのではないか。
- 小さい失敗体験をすると振り幅が広がる。失敗がすべてダメとは言い切れない。本人が取り返しのつかない失敗でなければ見守る場合もあるのではないか。
- 障害者は健常者より職業選択の幅が狭い。仕事はお金をもらうだけではないし、職業選択できないのは社会の問題である。自分の人生が就労と結びつく社会をつくれば、ブラック企業は無くなっていくだろう。就労のあり方は大切。

(3) 事例発表2 成年後見制度における意思決定支援

- 後見人として悩むのは利用者の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実行すると後見人としての責任が問われる可能性もあるような場面である。支援方針も悩むことがある。
- 後見人は中継役だが、意思決定は誰にでもできる。本人の意思決定を日頃から認め、日頃から本人との関係づくりが大切と考えさせられた。
- 発表された事例ではこだわりがある中でも意思表示できていたが、本人をよく知っている人が後見申立時に応急的に支援を始めて行くケースもある。各事例ごとに、様々な情報や本人が意思表示する中から、本人が大切にしているもの、生活歴等を知り本人の意思を判断するしかない。本人が意思表示できなかった場合、同じような支援方針となるかは判断しかねる。後見人は、それなりの説明を家庭裁判所にしなければならない。
- 後見業務で意思決定を進める中で、共通するのが「パターンリズムを行使しない支援」であることが学べて良かった。
- サービス計画と後見業務がリンクするにはチームが欠かせない。ネットワークで支援できる中に民生委員など地域住民も入ることで、色々な立場から本人の意志を聞くことができる。チームとは、具体的には地域包括ケアシステムを指すのではないか。
- 後見人がチームマネジメントを構築できないなら、ソーシャルワーカーやケアマネージャーが積極的にマネジメントする。誰が後見人に就くかは大きなポイントである。
- 後見人は権限が大き過ぎると思う。

(4) 次回の権利擁護専門部会について

- 次回の自立支援協議会は、自分自身の居場所について意思決定が難しい方の実状や、それに対する区や関係機関の取り組みをテーマに話し合う。

文京区障害者地域自立支援協議会 第3回権利擁護専門部会報告

(日時：12月7日(水)午後6時30分～ 場所：文京区民センター3階D会議室)

(1) 住まいの問題について(現状報告および意見交換)

- 精神科の長期入院患者には地域移行支援制度があるが、利用はほぼない。制度活用のスキームが確立されておらず、問い合わせも少ない、活用について検討が必要。
他区でも利用は少ない、制度の周知を徹底し病院のMSWも巻き込んだ取り組みを。
- 区内のグループホームが足りていない印象。少ない理由は何なのか。
→・新しく建設する場合、区内は地価が高く、運営側に相当の資力が必要となる
 - ・消防法変更に伴いスプリンクラー設置の義務付け等中古物件では対応しづらくなった
 - ・民間でのホーム運営には経営的な問題もある
- ある区内グループホームの入居倍率は身体1倍、知的5倍、入居の空きはなかなか無い、現状では自分から進んで入居する人は少ないが、今後浸透すれば需要は増えるのでは。
- グループホームは日中活動の場が確保されていない人は入居が難しい現実もある、今後はグループホームを利用することに対する動機づけも大切なのではないか。
- これまでの自宅で受けられる生活支援を充足させて欲しい、拠点があって見守ってもらえる仕組みがあれば、住み慣れた場所での生活が可能となる人も多い。
- 若い頃は通所施設などで福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域で暮らすことが出来ていた人が、高齢になると在宅で使えるサービスも少なく、遠方の施設に入所となることも多い。都外施設を見学に行ったが、山間部にありとても寒々しい印象を受けた。地域生活に関わる諸制度施策は高齢になってからのことを考慮しているのか。
- 27年度に区内に入所できる施設が開設され、都外施設から10人程度が文京区に戻って入所している。意思表示が明確に出来れば戻ることも可能だが、障害の状態次第では戻るか否かの意思表示が難しい場合もある。認定調査ではより丁寧に本人の意思を確認する必要有。
- 国内のグループホームはミニ施設化している、プライバシーが守られる設置基準を。
- 退院後の行き先が、家かグループホームか施設しか無い選択肢の少なさが問題。
地域でひとり暮らしが継続できるよう、住まい方に多様性を持たせるべき。
- 高齢分野の地域包括ケアシステム同様のものが障害分野にも必要、シルバーピアのようなその人に合った居所を提供できるようにする。広くビレッジ(村)の仕組みづくりを。
障害に関係なくサポートできるシステム構築が、安心して生活できる地域をつくる。

(2) 差別解消啓発グッズ作成に伴う意見聴取について

(3) 次回の権利擁護専門部会について

- 4回目は年間のまとめにするのではなく、意思決定支援と住居の関係など、これまでの話し合いを継続する形で、「暮らし」を大きなテーマとする。
- 次回2月22日(水)18時30分より開催予定(文京シビックセンター3階会議室A)